

大阪大会



大阪大会開催にあたり

社団法人日本租税研究協会副会長・日本生命保険相互会社会長
宇野 郁夫

大阪大会の開催に当たりまして一言、ごあいさつを申し上げます。

本年は当協会が昭和24年11月に創立されてから60周年という節目の年となっております。先週の9月10日、東京大会の冒頭に創立60周年の記念式典を開催しております。過去60年にわたる先人の皆様のご尽力・ご協力に感謝申し上げ、この記念すべき年を租研活動の新たな出発点として、さらに決意を新たにしたいと考えております。

この租税研究大会「大阪大会」の開催に当たりましては多数の会員の皆様と講師の方々にご参加いただき、誠にありがとうございますと存じております。後ほど東京からも総務省の佐藤審議官、それから、財務省主税局の安居税制第三課長にお越しいただきますが、業務ご多忙の中、パネリストを務めていただきますことに、この場をお借りして、心より御礼を申し上げておきたいと思っております。また、ここにご出席の皆様方には常日ごろ租研の事業活動にご支援、ご協力を賜っております。あらためて深く御礼を申し上げます。

現在、ご承知のとおり、わが国は昨年秋以降の世界的なファイナンシャル・クライシスと最大の世界同時不況の中で、未曾有の急激な景気の落ち込みに直面しております。最近ではやや持ち直した動きが見られておりますが、経済活動の水準は依然として厳しい局面が続いております。こうした足下の経済問題とともにわが国



は多くの構造的な問題を抱えておりますが、重要な問題は3つに分かれると思っております。

第1は経済活動のグローバル化の中で日本の脆弱な経済・社会構造の改善です。そのためにも時代にふさわしい、力強い経済成長戦略が求められております。

第2は少子化・超高齢化社会における持続可能な社会保障制度の構築です。

第3は国が抱える巨額の長期債務と財務健全化の問題です。

このように大変厳しい情勢ではありますけれども、今まさに国民が安心して豊かに暮らせる基盤を作るべく、大きな転換期にあると思っております。

特に税制につきましては、この転換期において国民が将来にわたって安心・安全な生活を確保できるようにするとともに、その活力を十分に発揮できる制度を構築することが絶対に必要

となっております。当協会ではこれまで日本経済・社会の変化に対応して、その時々の財政・税制・税務の実情を理論的・実証的に調査・研究してまいりました。そして、その望ましい在り方などについて研究成果を発表するとともに政策に反映していただくべく、提言や意見表明を行ってまいりましたが、このような事業活動を今後とも力強く、積極的に行っていきたいと思っております。

本日の大阪大会におきましては、「税制の今後の課題と展望」と題した討論会並びに「租税法学から見た消費税」と「信託税制の過去と未

来」の2つの報告を予定しております。お話しいただくのは、皆様もご高承のとおり、税制に精通された専門家の方々ばかりで、大変貴重なお話をお伺いできることと存じます。ぜひ本日のプログラムを期待し、ご清聴いただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたけれども、皆様方の益々のご発展をお祈り申し上げますとともに、当協会に対しまして今後とも力強いご支援、ご協力をいただきますよう切にお願いいたしまして、私のごあいさつを終わらせていただきます。ありがとうございました。





租税法からみた消費税

同志社大学法学部教授・日本税法学会理事長

田中 治



はじめに

租研の60周年の記念大会という、このような記念すべき大会の場で報告をさせていただくことを非常に光栄に存じております。ただ、そうは申しましても、今日お話しするのがそれに十分に答え得るような内容かどうか、その点に関しては自信はありませんが、精いっぱいお話をさせていただきたいと考えております。



I. 消費税の論点

1. 基本的な論点

「租税法からみた消費税」というテーマを設定させていただいたのは、私の専門分野が法律学の一分野である租税法ですので、法律の観点からしかものを考えることができないというある意味では極めて明確な理由によるわけです。

消費税法が昭和63年に制定されたときは必ずしも十分な検討の時間がなかったということもありまして、消費税を成り立たせている基本的な要素には今日でもなおはっきりしていないところがあります。基本的な要素というのは、要

するに、1つは一体誰が納税義務を負うのかという納税義務者の意味です。もう1つは消費税というのは一体何に対して課税するのか、つまり、課税の対象は一体何なのかということです。

税法においてこの2つは当然明確に書いていないといけません。そのように重要な事柄であるにも拘わらず、法律で必ずしもはっきりと書いていないところがあります。裁判の中でも見解が分かれ、混乱がみられます。また、権利とか、義務とか、税務署の権限とか、そういう乾いた表現を使う法律の世界のものの方と、一般の人々、一般大衆が消費税について考えているイメージが必ずしも一致していないところがあります。

誰が消費税を負担するか等についての説明は、法的な説明と法律以外のごく一般的な説明とは必ずしも一致していない。それは日本にとって必ずしもいいことではないと思うのです。例えば、消費税の負担をめぐる事業者間、事業者と消費者間で無用な対立が生じるのは不幸なことです。税を支払ってこの社会を支えていこうという共通の理解の下にみんなで助け合っていく、そして、そのような共存共栄のいい社会を作っていこうという思いがあってこそ世の中がうまくいく。このように考えると、消費税についての基本的な理解というのはどうしても必要になってくるのではないかと考えております。

本日は、一体誰が納税義務者なのかという問題と一体消費税は何に対して課税をするのかという問題の2つを中心に、どのような考え方があるのか、どのような対立があるのかということを概括的に話をさせていただきます。また、なぜ納税者がいろいろなことを裁判にまで持ち込んでくるのか、或いはそれに対して裁判所はどういう回答を与えているのか、その回答は妥当なのかといったようなことに関して私が考えていることの一部をお話しさせていただければと思っております。

本日お配りのレジュメに従ってお話をさせていただこうと思っております。ただ、分量が恐らく1時間半を超えられると思いますので、端折ってお話しさせていただくことになろうかと思えます。

(1) 誰が納税義務者になるのか

まず最初は、一体誰が納税義務者になるのかという問題です。そのときに問題になるのは、事業者と消費者との関係です。法律の規定では事業者が納税義務者だと書いています。これは明白な規定ですから間違いようがありません。現実にも、個人や法人の事業者が消費税を納付しています。

ただ、その負担は商品の価格やサービスの価格に織り込まれて、事実上転嫁する、つまり、

大抵にそれを消費者の負担にしていってよという一般的な約束事で作られている。とはいえ、この約束事には明文の根拠規定がありません。しかし、一般的には、この約束事は社会的に承認をされていると説明をされています。このように、権利や義務という乾いた言い方、より正確には法的な根拠がはっきりしない形で、消費者が最終的に、事実としてその負担を負う仕組みだと説明されます。

〔消費者は事業者に消費税を預けているのか〕

しかし、その場合に、消費者が事実として最終負担をするのであれば、消費者からすると、この税金を自分が払っているという思いが生じるのは無理からぬことといってよいかもしれません。つまり、消費者は消費税を事業者に預けている、或いは自分が税金を納めているのだという感覚になってきます。ただ、これは身もふたもない言い方なのかもしれませんが、法律の乾いた言い方で言うと、これには法律の根拠は全くないわけです。消費税法には、消費者の権利や義務は一切書いていません。消費税を事業者に預けないといけないという義務があるかという、これは全く書いていません。或いはその反対に事業者は消費者から消費税を預かる義務があるか、これも全く書いていません。

そうすると、消費者の側に、自分たちが最終的に消費税の負担を支えていくのだ、そのことによって日本の税制の一部に自分は参画するのだという思いがあるとすれば、私はこれは日本人の非常にまじめな、或いは積極的な性格の表れだと思いますけれども、法的にはそれを直ちに肯定することはできないということになります。

しかし他面では、最終消費者が事実として消費税の負担を負うものだという説明もしばしばされる。このような二面的な説明をどのように整合させるのかは、容易ではありませんが、重要な課題だと思います。制度設計をする際に、租税の納付、税負担の転嫁等の一連の過程の中で、誰が、どのような負担を負うのかは、とり



わけ消費税の税率を上げる場合に問題になってきます。また、消費税の納税義務者に関して裁判の論理、いわゆる出るところに出た場合の論理と普通の人が感じている感覚が、同じであればよいのですが、ときには違う場合もあります。権利義務の体系として制度を設計するということ、それが社会的に承認され、同意を得ることのできる仕組みとすることとの間で、どのようにして一貫性と連続性を作ることができるかが問われているのではないかと考えます。

〔事業者は消費税を預かっているのか〕

事業者は一体消費税を預かっているのか、或いは消費者は事業者に消費税を預けているのか、その法的根拠はあるのかということが問題となります。最近では少し下火になってはいますが、かつて消費税が導入されたときには「益税」という言葉がよく言われました。益税という概念ははっきりしませんが、特に小規模の免税事業者に対して支払った税金を小規模な免税事業者は国に納めていない、自分の懐に入れて、これはずるいことだというような言い方が、まことしやかにといえますか、当然のようにいわれ

てきました。これは法的に見て、つまり、法的な権利義務という乾いた言い方で言うと、本当にそういうことになるのでしょうか。

例えば事業者、経営者が従業員の給料から源泉徴収をして、それを翌月10日までに国に払わないで懐に入れるのは詐取です。税金を自分の懐に入れる、こんなことは到底許されることではありません。ところが、今まで免税事業者が、預かった消費税をネコババしたということを理由に逮捕されたなどというのは全く事実としてありません。これは警察の怠慢かという、そうではないのです。従業員の給料に対して事業者が源泉徴収をするというのは、事業者に対してその義務が法律上課されているからです。では、それと全く同じような徴収義務が消費税について事業者に課されているかという、消費税法は全く課していないのです。

同じ消費税といっても、間接消費税と直接消費税とがあります。今お話ししている消費税は間接消費税といって、実際に税金を払った納税義務者である事業者と最終的に負担する消費者とが違っている、或いは違ってよいという税金

のことで、もう1つのタイプとして直接消費税というのがあります。入湯税とか、或いはゴルフ場利用税といったものです。例えば温泉地などに行きますと、通常の代金に加えて、基本的には1日について150円の入湯税をもらいますと言われます。或いはゴルフ場利用税については、1日について800円を標準とするものがゴルフ場の利用に対して求められます。これは直接消費税といえます。

なぜ直接消費税と言うかという、納税義務者は地方税法上、これらに関する消費者だからです。つまり、実際に温泉に入ったり、ゴルフ場を利用したりする利用者が納税義務者だからです。それに対して経営者かというと、その利用者から入湯税やゴルフ場利用税を取るための特別徴収義務を課されているのです。これからお話を消費税というのはそのような直接消費税のタイプではありません。むしろタイプでいうと酒の税金、酒税に似ているものと考えてのが最も適切だろうと思います。

酒税というのは消費者が最終的にはこれを負担します。ウイスキーが例えば1万円の場合だったら、大ざっぱにいうと半分は税金だというようなことがよくいわれますが、その酒税を払う納税義務者は酒を作った人です。酒税の場合は、その人が一定の酒税を払って、それが仮に1本について5,000円だとしますと、その部分を大っぴらにウイスキーの値段に上乗せして、消費者に対してその部分を転嫁するという構造になっています。しかも、消費者がウイスキーを購入する際には、ウイスキー本体の購入価格を支払いますので、酒税の負担部分が含まれていることは一見ただけでは見えない、隠れています。

ところが、日本の消費税の導入時には、ご承知のように、日本に消費税が定着するためにという思いからでしょうが、或いは、消費者が積極的に消費税の部分を値切るというようなことをしてもらいたくないという思いからでしょうが、消費者は事業者に対してきちんと消費税分

を預けてくださいという非常に大きなキャンペーンが展開されました。事業者は消費者から消費税を預かってください、預かったものをちゃんと国に払ってくださいという、預ける・預かるという言葉が消費税法の規定のどこにもない状況の中で作られてきました。これは確かに日本に消費税を定着させる中での1つの工夫ではあったと思います。しかし、そのことが一方で消費税の理解を混乱させる要因にもなったのではないかと考えております。いずれにしても、こういう特異な形で展開された状況を踏まえて、消費税の納税義務者をどのように考えるのが問題となります。

(2) 消費税の課税対象は何か

もう1つは、消費税は一体何に対して課税する税金なのかということです。消費税の規定の組み方としては、まず消費税法の28条に課税標準というのがありまして、そこに一定期間の課税売上げについて税抜きをまず出さないとあります。厳密に言うと4%なのですが、地方消費税も併せて税率を5%として大ざっぱな言い方をしますと、それに対して税率の5%をかけるというのが29条の規定になります。その次の30条には、そうは言っても、事業者はそれを仕入れる段階で税金の負担があるから、仕入れ部分については仕入税額控除をするのだとしています。こういうふうな28条、29条、30条という規定の並びをどのように理解するかという問題になってくるわけです。

〔消費税の担税力は何か〕

消費税は一体何に対して課税するのか、つまり、消費税の課税対象は何なのか、消費税の担税力は何なのかという議論をすべきだろうと思います。所得税については所得税の担税力は何か、所得とは何かという議論は相当多くのものがあります。裁判例でも問題になります。例えば、単に現金のみではなくて、いわゆる経済的な利益に対しても課税がされますが、経済的利益とは何か、その担税力は何かなどが実際に争

いになります。

ただ、所得税法においても、所得とは何かという定義規定はどこにもありません。常識の範囲内で考えるのだといえればそれまでなのでしょうが、人によって常識の範囲、幅が多少違うところがありますので、それが紛争の原因にもなります。では、消費税はというと、この種の議論というのはほとんどありません。よくいわれるのは、消費税というのは消費一般に対して広く負担を求めるものであるとか、そういう抽象的な言い方がされるにとどまっているように思われます。しかし、この言い方も、よく考えるとわかったようで、わからないものです。消費税は消費そのものがあるから消費税をかけるのだという言い方は、非常に抽象性が高くて、かつその意味内容が不明です。

さらに消費税の担税力を考えていくと、別の言い方が可能となり、それは消費能力なのだということになります。つまり、消費者が現実に品物等を買う力があるから消費税をかけるのだという言い方があります。また、それは他面からいえば、事業者が物を販売する力があるから、それに注目して課税するのだという考え方があります。

さらに付加価値、消費税法には付加価値などという言い方は何もないのですが、付加価値の存在があるから課税をするのだという考え方があります。消費税は世界的に見ると付加価値税の1つだといわれています。ごく大ざっぱにいうと売上げから仕入れを引いた付加価値がある、つまり、事業者が原材料を仕入れて、それに人を雇うという形で給料を払う、或いは自分の利益を見込むという形で新たな事業、新たな価値を生み出すから、消費税の課税対象がそこに生み出されるのだという説明の仕方もあります。

このように、消費税の担税力については、いくつかの考え方がありますが、これまで十分な議論はありません。

(3) 消費税において仕入税額控除はなぜ設けられたのか

課税対象をどう考えるのかということで、もう1つの重要な要素は仕入税額控除です。消費税法における仕入税額控除というのは一体何のために設けられたのか。仕入税額控除は事業者にとって特典なのか、或いは権利なのかということです。売上げがあったら当然に仕入れがあります。そうすると、売上げにくっついている税金があれば、当然に仕入れにくっついている税金もあります。そうすると、仕入れにくっついている税金があると考えられる以上、それは引くのが基本だと考えるべきなのでしょうか。これまで裁判例においては、消費税法の30条7項に関するものが多く争われています。この規定は、事業者がきちんと帳簿及び請求書等を保存していない場合には消費税の仕入税額控除はできないという規定です。この規定の意味をどう考えるべきでしょうか。

私はよく講義なんかでこういう話をします。ある高いビルにオフィスがある会社があって、たまたま窓を開けたら帳簿、請求書が飛んでいってしまって、当該年度の取引を示すものが一生懸命かき集めても半分しか集まらなかった。この場合、帳簿等の保存がないといえない状態ですので、文字どおり、その年度の半分しか仕入税額控除は認められないのか、という問題です。

仕入税額控除の可否という問題は、裁判においては、税務調査時における帳簿等の不提示に関連して問題となっており、これについては既に最高裁で一定の決着がついています。しかし、裁判というのは紛争の個別的事情に左右されるところがありますし、また、後に触れるように、最高裁の考え方でよいのかどうかという議論はなおも検討に値します。

2. 消費税の実体税法上の仕組みをめぐる基本的な見解の対立

(1) 納税者は事業者か消費者か

私は大きく分けると、二とおりの対立する考え方がるように思います。

私は対立する2つの物語といったような表現をしています。非常にわかりやすく単純にするために例として、ある小売商がアイスクリームを売っていたとします。それを84円で仕入れて、105円で売ったとします。消費税導入前はその人は80円で仕入れて、100円で売っていたとします。

このときに、勉強し始めた学生なんかはどういうふうに考えているかという、まず消費者が105円を払うというのは、本体価格の100円と消費税の5円を事業者（小売店）に払う。事業者は、そのうちの5円をそっくりそのまま国に納めている。何となくこのように考えている学生が結構いるのです。つまり、現行の消費税について、一種の小売売上税のような感覚で、しかも自分たち消費者が納税義務者だととらえている人が結構いるのです。

ところが、これは明らかに錯覚ともいべきものです。消費税法は事業者が納税義務者である旨を定めていること、消費者の権利も義務も定めていないことは既にお話ししたとおりです。

(2) 消費税の課税対象は付加価値か売上高か

消費税法の課税の仕組みという点でも、上記のような理解は明らかに間違いです。消費税法上は、事業者は、5円を国に納めるのではなくて、課税売上げにくっついている税金の5円と課税仕入れの84円にくっついている4円との差の1円を支払うという構造になっています。

この事実をどう説明するかについて、二とおりの物語、考え方があり得ます。一方の考えというのは、事業者は消費者から5円を預かっているのだけれども、その事業者は仕入れる段階で4円を卸売業者に預けているので、差引1円

を国に払ったらいいのだと考えるものです。

もう1つは、これを川の流れに例えていいますと、上流から下流に当然水は流れるのですが、上流から、つまり、卸売業者から84円で仕入れた際に4円分の消費税額の負担を小売商は被っています。そのときに消費税を抜いていうと、80円で仕入れて、100円で売るという付加価値、つまり、人件費とか、自分のもうけを中心として構成される付加価値が20円あって、このようにして新たな価値を生み出している。この新たな価値を生み出したことに着目して消費税の1円を払えといわれるのだから、84円で仕入れて、本来の付加価値の20円をプラスし、さらに1円の税金部分をアイスクリームの値段である105円にまとめて、その105円の中に含めた消費税相当額5円を消費者に押し流すものとする。

つまりこれは、税負担が上流から下流に流れてくるように、その人が仕入れる段階では上流から4円の負担が流れてきている。これに、付加価値に対する1円の税負担を加えて、消費者に対して5円の負担を流していくというように考えるものです。この考え方では、消費税の納税義務者は当然に事業者であって、消費者から消費税を預かるなどは考えません。通常であれば、事業者が納付した消費税は、順番に転嫁が可能であるけれども、消費者等に対する転嫁が可能でない場合も経済的な力関係によってはあるかもしれないとするものです。

最初の考えというのは、川の流れでいうと、いわば川が下流から上流に流れるような考え方ではないかと思います。この小売商は消費者から5円を預かり、仕入れる段階で4円を卸売業者に預けているという考え方です。

以上概観したように、両者の発想、考え方は大きく違っています。私は、消費税法の組立てにより適合するのは、後者の考え方だと思います。

(3) 事業者が納付すべき税額は何ゆえに生じるのか

消費税法は、納税義務者に関して、納税義務者は事業者であるという明確な規定を置くとともに、事業者が納付する消費税額の転嫁については、その権利や義務を定めていません。また、消費者が消費税を預ける義務とか、消費者から消費税を預かる義務についても、規定していません。そうすると、消費税法は、さしあたり、事業者が消費税を納付しさえすればそれによいとするものと思われまふ。国が消費税額を納付してもらうことを主眼に、事業者を相手とするにとどまる、と申してよいと思ふます。

もちろん転嫁がきちんとできるのは、一般に望ましく、消費税法もその考え方を背景にはしていると思われまふ。私もそのように考えまふし、そういう方向に向かつて欲しいと思ふます。とはいえ、最終的に税負担の転嫁ができるかどうかは、経済取引における力関係に左右されまふし、その転嫁を法律上の義務とするのは、経済取引において相当に困難と混乱を生じさせることになると思ふます。

消費税法は、国と事業者との間で、税金をめぐる債権、債務の関係を打ち立てることを目的とするものであり、その限りのものです。法律上の権利や義務という言い方の世界では、消費税法上の主人公というか納税義務者は事業者でしかない。消費者はそこには登場してこない。消費税を基本的に問題とするのであれば、そのような消費税の仕組みを理解し、そのような特徴を持つ税金として受け入れて、それを育てていくのか、或いはこういう税金は具合が悪いから別の形に変える方がよいと考えるのかが問われるべきだと思ふます。

II. 納税義務者をめぐる紛争

納税義務者について裁判所ではどういう形で争われるのでしょうか。納税義務者が誰かというのは、条文上ははっきりしています。にもか

かわらず、どういう形で争いになってくるのか、その争いの中で裁判所はどのような決着をつけているかについてお話をさせていただきたいと思ふます。

1. 消費者と納税義務

〔消費者が納税義務者、事業者は単なる徴収義務者であるとする原告の主張が退けられた事例〕

消費税をめぐる最も初期のころの裁判例において、消費税の納税義務者が誰かをめぐって争われました（東京地判平成2・3・26判時1344号115頁）。今はありませんが、その当時、サラリーマン新党というのがありました。そのときに青木さんというサラリーマン新党の最高顧問の方が、消費税では消費者が納税義務者で、事業者は単なる徴収義務者であつて、かつそうだとすると、その間に入った免税事業者がきちんと税金を全部納めないという制度はおかしいではないか、このような消費税のあり方は憲法違反ではないか等の主張をして裁判を起こしました。

これに対して裁判所はその主張を全面的に退けています。裁判所は、要するに、「今の法律の規定から見ても、そもそも消費者が消費税の納税義務者ということはどこを探しても言えない。結局、消費者が事業者に対して支払う消費税分というのはあくまでも対価、自分が購入した対価の一部としての性格しか持っていない。そうすると、事業者は自分が受け取った代価について消費者との関係で何らかの義務を負うというようなことにはならない」という言い方をします。

私はこれはもっともな見解だろうと思ふます。先ほど申し上げましたように、消費税の導入時、消費者がちゃんと転嫁部分を引き受けようという大きなキャンペーンの中で消費者の多くがこういう感じ方をしたというのは、それはそれでわからないことではありません。しかし、感覚はともかくとして、法律上の議論とし

て、消費税法では消費者が納税義務者であって、消費者が預けているものは1円に至るまで免税事業者等はそれをちゃんと国に払わないといけないのだという主張が成り立つかどうかという、それは成り立たないと思います。

〔消費税法上の納税義務者でない者が不正な還付申告をした場合〕

次に2つ目の問題として、これはごく最近の事件で、平成15年、16年ぐらいの裁判なのですが、消費税法の納税義務者でない者が不正に還付申告をしたという例があります（京都地判平成15・7・10訟月51巻9号2500頁、大阪高判平成16・9・29訟月51巻9号2482頁）。このような不正還付申告は到底許されるものではありません。問題は、本来納税義務者でない者が消費税を例えば1億円還付してくれと言ったときに、その者に対して重加算税を課すのは適法か、違法かです。これはある意味では珍しい事件です。

これに対して1審の京都地裁はどう言ったかという、この人は納税義務者でないのだから、そもそも過少申告加算税すら課すことはできない、まして重加算税を課すことなどはできないと言ったわけです。私はこれが一番素直な解釈だろうと思います。納税義務者でない者が、たとえ法的に許されないことをしたからといって、消費税法上の何らかの義務を課すというのは、私は法の解釈適用からすると相当とは言えないと思います。

ところが、高裁は1審を覆して、本来納税義務者でない人に対しても重加算税を課すのは、これはこれでいいのだと言ったわけです。その理由というのは、一般の人にはわかりにくい言い方なのですが、「還付金を請求する際には、その前提として観念的・抽象的な納税義務を一応考えている。つまり、観念的・抽象的にも一応納税義務があるのだから、それを前提にそれを返せと言っている。そうすると、それを返した後で、課税庁が気が付いて増額更正処分を打ったということは、その前提として抽象的な納税義務が具体化しているのだから、それは消費

税の納税義務に関するものであって、重加算税を課すのはおかしくない。だから、この人は納税義務者なのだ」と言ったわけです。非常に技巧を弄していると私は思うのですが、裁判所は裁判所なりにこういうとんでもない行為をする人を放置するわけにいかないという思いで、こういう技巧を使ったのだらうと思います。

ただ、私は違法に国の税金を詐取しようとする者に対しては厳しく刑罰等で対応すべきだという話と、もともと消費税の納税義務者でない者について、消費税に関する重加算税を課すという話とは、およそ次元が違う話だろうと考えています。ともあれ、納税義務者というのは一体何なのだという議論は、こういう場面にまで広がっているということにも注意が必要になるかと思っています。

2. 取引価格と消費税との関係

誰が納税義務者かということを考える際にもう1つ問題になるのは、先ほどの例でいいますと、消費者がアイスクリームに105円を払うということは、本体価格の100円と消費税の5円とを別々に事業者に預けているのか、それとも、105円というアイスクリームの値段に納付したから払っているのかということです。つまり、105円はすべてアイスクリームの値段なのかどうか対立点になると思います。

これに関して、これも消費税が導入された初期の事件なのですが、ある人がガソリンを給油して、ガソリンの代金を払い、そのときに消費税相当分として78円の支払を求められました（大阪地判平成1・11・22税資174号712頁）。これに対してこの消費者は、「これは当該ガソリンスタンドを運営している会社が、自分との関係でいうと不当利得、或いは不法行為をしている。だから、78円を返せ」として、裁判を起こしました。

そういうことまでが裁判になるのかと感ずるのが恐らく率直なところだと思いますし、私もそう思います。しかし、これは法的には非常に

興味深い論点を含んでいます。先のアイスクリームの例でいうと、105円というのをどう理解するのかというと同じ問題です。

これに対して裁判所はどう言ったかという、要するに、これはこのガソリンスタンドがガソリンを販売する際に消費税相当部分を消費者に転嫁したのだということです。そして、結局のところは、当事者の間で行われたガソリンの売買という取引は、曲がりなりにも原告が同意している、つまり、双方が合意して払ったものだ、ガソリンの価格の一部なのだと言っているわけです。

消費税導入時の初期は特にそうでしたが、本体価格とは別に、消費税という名前を付けて消費者に請求していたということが結構ありました。この判決は、たとえ税という名前が付いていても、それは双方で合意された価格の一部だということを明らかにしています。

3. 事業者の転嫁義務、転嫁請求権の有無

(1) 転嫁義務

その次に3番目として、一体事業者には消費税についての転嫁の請求権、或いは転嫁の義務があるかどうかという問題です。仮に転嫁の義務があるとすると、例えばアイスクリームでいうと、100円の物を105円で売らないと、当該事業者は何らかの制裁を受けることになるでしょう。

次に、転嫁の請求権というのがもしあるとすると、例えばどういうことになるかという、当該事業者は消費者がアイスクリームについて「100円にまけてよ」とあまりにも強硬に言うので100円で売ったけれども、どう考えても寝覚めが悪い、本来この5円は自分のものだとすることで、当該消費者を相手に「自分は転嫁請求権があるから5円を返せ」ということを裁判で言うことができるはずですが、ところが、繰り返し申し上げているように、消費税法においては転嫁請求権や転嫁義務は定められてはいませ

ん。

争点の1つとして転嫁義務があるかどうかの問題となった事件があります（大阪地判平成5・3・2判時1454号61頁）。これも消費税導入直後ですが、消費税を転嫁する目的から、その当時、一般にはタクシーの運賃を値上げしたわけですが、ただ、この問題のタクシー会社はいろいろな事情もあって、そのときにはタクシーの値上げをしなかった。その後2年か3年遅れて、タクシーの運賃の値上げを運輸局長に申請しました。ところが、運輸局長は、なぜ導入時にあなたは協力をしないで、何を今更という思いだったのでしょうが、その値上げの申請を蹴ったわけです。

これに対してタクシー会社の方は、「自分には転嫁義務がある。消費税のその当時の3%相当額を転嫁する義務があるのだ。それに基づいて運賃の値上げを申請しているのだから運賃値上げをちゃんと認めてほしい」という言い方をしたわけです。これに対して裁判所は「消費税法上は転嫁義務はない。転嫁するかどうかとか、いつからするかというのはもっぱら事業者の判断に任せられていることである」という言い方をしています。このように、消費税法上、消費税の転嫁義務はないとされています。

(2) 転嫁請求権

転嫁請求権があるかどうか争われた事件があります（大阪地判平成2・8・3判タ741号165頁）。例えば消費税が導入された後、これを根拠に家賃を3%値上げする権利があるかどうかということです。ごく一般的には、家主は「消費税が3%上がったから、これからは家賃を3%値上げします」と言います。それに対して借主の方は「消費税が上がったからといって、当然に3%上げるというのはおかしいではないか。法的根拠はない。あなたに3%転嫁する権利はないはずだ」ということで紛争になりました。

これに対して裁判所は、「家主には消費税法

上の請求権としての転嫁請求権はない。しかし、少なくともこの家主は賃料増額的意思表示をした。諸般の事情で少し値上げをしたいのだということで賃料増額的意思表示をしたのだから、一定の合理的な範囲での増額はいいのだ」という言い方をしたわけです。

こういうふうには転嫁請求権なるものは少なくとも消費税法上は認められていません。しかし、消費税の税率が上がった部分だけ転嫁がされないと自分が損をするという貸主の思いと、消費税法上の納税義務者は貸主であって、自分には負担義務はないはずだという借主の思いが絡み合って、現実にはこのような紛争を引き起こしています。

いわゆる外税方式によって取引を行っていた事業者が消費者から消費税相当額の仮払いを受けられなかったということで、その取引について課税するのは違法であるという主張も裁判所は認めていません（東京地判平成14・4・18税資252号順号9109）。何度も出しているアイスクリームの例を使っていますと、当該事業者は、「本当は105円で売ろうとしたところ、消費者から100円に値切られてしまって、5円が転嫁できなかった。そうすると、この100円の売上げは消費税が乗っていないのだから、これに関しては課税してはいけないのだ」と言っているわけです。ところが、ご承知のように、そういう言い方は消費税法上は認められないのです。その100円の5/105はいわゆる売上げにかかる消費税相当額があるものとして課税計算をするというのが今の消費税の仕組みです。

こういうところからすると、今までずっとお話をした裁判例が示しているのは、さまざまな消費者、事業者のそれぞれの思いはともかくとして、少なくとも消費税法上における権利義務の主体は事業者であって、消費者との関係での権利義務というのは存在しないのだということです。身もふたもない言い方といえばそれまでだし、消費者からすると「自分が一生懸命今まで払ってきたのに」という思いとは違うかもし

れません。事業者にとっても、裁判所において実現可能な権利としての転嫁請求権はないということになります。そうだとすれば、消費者等の多くが持つであろう素朴な意識と権利義務の用語で組み立てられている法律の仕組みとの落差をどうするかという問題があります。やはり、消費税というのはこうなのだということを法の仕組みに合わせて丁寧に説明した上で、「そういうものとしてあなたたちは受け入れたのですよ」としか言いようがないと思います。制度の仕組みの理解をきちんとした上で、その上で制度の当否を冷静に考えることを求める以外にはないように思われます。

納税義務者の意義、取引価格と消費税との関係、転嫁請求権や転嫁義務の存否などについて、改めて議論を整理し、共通の理解を作ることが大切です。

4. 免税事業者の判定の際の基準期間における課税売上高の意義

いわゆる免税事業者の判定の際に基準期間における課税売上高をどう見るのかという点についてかなり大きな争いがありました。これに関しては最高裁で決着がついています（最判平成17・2・1民集59巻2号245頁）。この議論は技術的なように見えるのですが、実は消費税の性格をどう見るのかということに深くかかわっています。消費税法9条にかなり細かな規定があります。

小規模事業者はいわゆる免税事業者といわれます。今は基準期間において1,000万円以下の事業者は2年先の課税期間に税金はかからないという仕組みです。つまり、2年先に税金を払う必要があるかどうかを2年前に判断する仕組みになっています。この事件があったときは税率が3%です。基準期間の課税売上げが3,000万円以下である者は2年先には消費税はかかりません。そのときにこの者が3,000万円以下かどうかをどう判断するのが問題になりました。

将来の2年先に納税義務が生じるかどうかを

判定する際に、例えば課税事業者と免税事業者が仮に隣り合って仕事をしていると考えますと、ある免税事業者に3,050万円の売上げがあり、課税事業者に3,050万円の売上げがあったとします。この2つの事業者が2年先に納税義務が生じるかどうか。消費税法9条の規定は必ずしもそこがはっきりしていないところがあります。

要するに、2年先に納税義務が生じるかどうかは、基準期間の事業規模が大きいか小さいかの判断に左右されます。本来3,050万円の免税事業者の売上げと3,050万円の課税事業者の売上げというのは基本的にはイコール、つまり、事業規模という点ではイコールです。だから、2年先に二人にもし課税があるとするならば二人とも課税があるべきだし、二人とも課税がないとしたら二人とも課税がないと考えるべきだというのが私の理解です。

当時の税務署の取扱いは、基準期間において課税事業者である者については3/103を引きます。つまり、3,050万円であったとすると、その3/103を引くと2,961万円ぐらいになるはずですので、この者は2年先に納税の義務はありません。この3/103を引くというのは、その者の税金の計算をする際にその税金部分を1回抜いて、税抜きに形にするという意味です。税抜きの形にした上で当時の3%という税率をかけるわけです。

ところが、免税事業者は税金なんて関係ないということになる。そうだとすると、その者は、3,050万円のままで計算します。つまり、基準期間のときの課税事業者については3/103を引いて計算するけれども、免税事業者については、税金の計算は一切関係ないから、そのままの数字を使うのだというような言い方をしたわけです。

これに対してはいろいろな議論があります。最高裁は課税庁のその当時の取扱い、或いはその後で作られた基本通達の考え方を承認したということになります。ただ、最高裁のこの取扱いは、私がこれまでずっとお話をしてきた、そ

もそも納税義務者は誰なのか、或いはそもそも価格というのは一体何なのかという議論からすると、その同じ流れには立っていないのです。その議論というのは、むしろ課税事業者はいわば消費税相当額を預かっているから、その部分を引いた金額がその課税事業者の事業規模だと考えているわけです。

ところが、事業規模という本来の言葉で言うと、それは免税事業者の3,050万円に匹敵するのは課税事業者の3,050万円というのが自然です。消費税の仕組みの上では課税事業者であったら当然に税金を預けてくれ、或いは預かる義務があるのだということにはなっていないのです。課税事業者の店なんて書いてありませんし、書いたら品がないと思いますし、普通はそれはあり得ないのです。

そうすると、当該事業者のパワーというのは、当該消費者から受け取った代価の集積というか、そのままの売上高が取引規模であると恐らく見るべきだし、この取引規模が大きいか、小さいかということで2年先の納税義務の有無を決める際の物差しは基本的には1つだと考えるべきです。消費税法9条の決め方はそもそも「事業者は」という形で書いているのであって、その基準期間において課税事業者である者はこうだとか、基準期間において免税事業者である者はこうだというような決め方をしていないのです。

そういうところからすると、最高裁がこの9条の存在理由を事業規模を測るためだと言うのであれば、下級審、1審や控訴審はこういう言い方をしていなくて、この点が最高裁を評価すべき点だと思うのですが、この事業規模論を忠実に展開すれば、結論は違ってしかるべきではなかったかと思ったりもします。

5. 消費税と価格（あるいは取得価額）

消費税と価格との関係に関する裁判例は、大別して3つのタイプがあるように思います。

第1は、「消費税はそもそも価格の一部であ

る。したがってこれに関して事業者による転嫁の義務はない。転嫁は望ましいとしても、結局はその価格は市場によって形成されるのだ」という考え方で、裁判例としてはこれが支配的だと思います。

第2は、そこまではっきりは言っていませんが、今お話をした免税事業者の判定をめぐる最高裁判決などの考え方からすると、消費税というのは本体価格と消費税額から構成されて、本体価格相当部分が当該事業者の真の事業規模を示すのだという考え方で、いわゆる預かり金的な考え方といってよいかもしれません。しかしながら、この考え方は、消費税の仕組みに沿ったものとはいえません。

第3は、この両者の関係について明確な自覚を持たないものです（例として、静岡地判平成7・10・13税資214号27頁）。

6. 免税事業者制度、簡易課税制度の趣旨

免税事業者制度や簡易課税制度というのは、結局のところ、一般的に説明されていますように、小規模の事業者である納税者に対する税務執行への配慮というところから導入されたものということができると思います。そうすると、このような制度があるからといって、免税事業者が消費者から預かった消費税を自分の懐に入れているなどの益税が生じているなどの言説は、俗説の域を出ないのだらうと思います。しかもそれは、法的にみて正しくない俗説だといえます。

7. 消費税の性格論と平成16年の総額表示の導入

特に注目すべきこととして、平成15年の消費税の改革において総額表示が導入され、平成16年から制度化されました。アイスクリームの例でいいますと、これは本体価格100円、消費税5円という表示では駄目だという考えです。要するに、トータルして幾らか、つまり、105円

という数字をはっきり示せというものです。もちろんその中に内消費税5円と書くのはそれはそれでいいが、トータルしてきちんとそれを表示せよというのが総額表示の趣旨ということになります。

面白いのは、この制度がなぜ導入されたのかという理由です。これも必ずしもよくわからないところがありますが、立法の改正の趣旨としては消費者の便宜のために作った制度だといわれています。その趣旨があることを否定する気はありませんし、それはそれで結構だと思うのですが、これも考えようによっては日本の消費者はそんなに程度が高くないのかということになりかねません。

というのは、消費者の便宜として次のような説明がされたわけです。消費者の手元の財布には3万円あるとします。仮に5%の税率でいいです。百貨店に行って、自分の気に入った服を買おうとしたときに3万円という値札が付いていました。このときに消費者はこれは3万1,500円を払わないと手に入れることができないのか、3万円でもいいのかわからないというのです。つまり、「消費者にとって最終負担が明らかになるような表示をきちんとすることが大事です」と言い始めたわけです。

しかし、その当時、仮に外税方式という形がもし支配的になっていたとすると、値札は3万円になっていても3万1,500円だというのは大体経験則から普通はわかるはずですが、もし1,500円が足りないのであれば、それ以外の方法というのはあり得るわけです。カードを使うとか、或いは今日は買うのをやめてこの次にしましょうとかという、ごく普通の消費者が考える処理が別にあると思います。いずれにしても、こういう形で消費者の便宜を図るために総額表示をせよということになりました。

そのときに大事なのは、この消費者の便宜論によって導入された総額表示であったとすると、いわゆる益税論というのはもはや言いようがなくなるわけです。つまり、もし本当に事業者が

消費者から消費税、ないし消費税相当額を預かっているものであったとしたら、総額表示でいいなんてことは言えないのです。必ず当該消費税額を別記せよ、明示せよと言わないといけないが、ここはそういう改正内容にはしなかったのです。

私は、消費税の性格からするとこのような総額表示になったのはむしろ当然だと思います。消費税というのはそういう税金です。つまり、直接税と違って、痛みを感じないで、みんながそれで税金を負担しようと合意をした上で、それを受け入れるかどうかが問われている税金です。そうだとすると、消費税の導入当初に日本に消費税を定着させるために、必要以上に不合理な値切りを消費者にさせないように「消費者がちゃんと消費税分を預けるのですよ」というキャンペーンを張ったのは、一定の歴史的な意味は持ったかもしれないが、消費税の基本的な性格、或いは消費税をどういふものとして国民が理解して、それを育てるのか、育てないのかというまっとうな判断をする機会を必ずしも与えてこなかったのではないかと思います。そういう点で、平成16年以降に導入された総額表示というのは本来の消費税の姿に帰ったということです。総額表示が、将来の税率引上げに伴う税の痛みを感じさせないための布石であることの評価は別にして、総額表示はその限りでは合理的な改正だと考えています。

Ⅲ. 課税対象

1. 課税対象は付加価値

次に、消費税は一体何に対して課税するのだという課税対象のお話に移ります。これについては既にお話したように、消費そのもの、消費能力、販売能力、付加価値など、種々の考え方があります。私は、日本の消費税が付加価値税であるとすれば、課税対象は付加価値と考えるのが最も自然だと思います。

消費税は、事業者が原材料を仕入れて、新たなさまざまな仕事を起こす、そのことによって人を雇う、自分のもうけもそこで生み出すというように、新たな事業を生み出したことによって新たな価値が作られ、これに対して課される税負担が、それまで転嫁されてきた税負担と併せて、結局は市場という有償取引を通して最終的には消費者に転嫁されるという一連の仕組みを備えた税であると考えられるように思います。とはいえ、現行の制度は、租税負担の転嫁については法的な権利、義務の形で措置をしていません。

付加価値に対する課税といっても、これを法律で書く場合には、幾つかの方法が可能です。付加価値の額をまず出して、これに税率をかけるのが最もわかりやすいものですが、複数税率の可能性や計算の簡明さを考えて、売上げにかかる税額から仕入れにかかる税額を引くという表現をすることも可能です。いずれの場合も、表現の仕方が違うというだけで、付加価値に対して課税をするという基本構造は同じです。

2. 消費税の担税力は何か

この担税力の議論は、錯綜しているというよりもほとんどないと言っていいと思います。これは本当にある意味では不思議な話です。消費税というのは何ゆえに払うのですかという回答がすぐに出てこないというか、出てきにくい、消費税はそれほど難しい税金なのかもしれません。しかし、やはり私はもっとこの問題を正面から議論する必要があると考えます。もしこれから消費税に対する比重が大きくなるとすれば、なぜ消費税を払うのですか、一体誰が払うのですか、この転嫁というのは正当なのですか、そういう議論に対してある程度説得力ある、整合的な回答を与えないと、消費者、事業者等の間で相互不信が募ってしまいます。やはりこれではちょっと困るのではないかと思います。

抽象的な議論は一応これくらいにとどめて、消費税法の規定は具体的に何を課税対象に取り

込んでいるかという話に移ります。現実の消費税法の規定からいうと、消費税において消費税の負担が求められる場合の要件、要素というのは幾つかあります。1つは事業として行う、2つは対価を得る、3つ目はその形で資産を譲渡する、つまり、事業として対価を得て、資産を譲渡する、このことによってこれが課税対象として消費税の対象に入ってくるのだというのが条文のつくりです。

そうすると、結局、問題になるのは、これは他の税法にも共通した問題なのですが、基本的な要素である事業とは一体何なのか、対価を得るというのは一体どういうことをいうのか、或いは資産を譲渡するというのは一体どういうことをいうのかについて、必ずしもはっきりした定義規定はないということです。このように基本的な概念が必ずしも一義的に決まらない、限界事例の処理がもう一つはっきりしないところから、幾つかのタイプの紛争が裁判所に持ち込まれることとなります。

3. 実定法規の解釈

(1) 資産の譲渡とは

資産の譲渡というのとは一体何をいうのかということに関して裁判例があります（東京地判平成9・8・8行集48巻7＝8号539頁）。これは仕入税額控除が認められるかどうかというのが争いになった事件です。建物の賃貸借契約を合意解除する際に、賃借人に対して払った立退料は仕入税額控除の対象になるのかどうかというのが争いになったわけです。

このときに裁判所は、この賃借人に対して払った補償金というのは借家権の対価としての性格を併せ持つ可能性を否定できないと言った上で、「しかし、この借家権はあくまでも観念上のものであり、また、たとえそのように観念できるとしても、それは合意解除によって消滅するものであって、これが合意解除による本件建物の明渡しという取引に際して原告に移転すると見るのは困難である」としました。

つまり、ここで前提として、資産の譲渡というのは、その資産が同一性を保ちながら他人に移ることをいうのだということです。これは消費税法の基本通達にその旨の定めがあり、裁判所はこれに依拠しているわけです。通達は、そもそも資産の譲渡というのは、その同一性を保持しながら他人に移るものをいうとしていますが、これも一体何を根拠にそういうことができるのかというのは必ずしもよくわからないところがあります。

例えば、事業者が、仕入れた原材料を使うのは使ったのだけれども、その一部を廃棄したという場合において、当該廃棄部分についての資産の同一性がない、連続性がないという理由で仕入税額控除が否認されるというのは普通はちょっと考えられません。そうすると、ここでいう当該資産が同一性を保ちながら他に移転するというこの意味がよくわからないこととなります。

(2) 事業とは

事業とは何かということが問題になってきます。消費税法上事業の定義はありません。一般に、消費税における事業の範囲は相当に広いといわれています。またそれは、「反復・継続・独立して行われる」ものであれば、規模の大きさを問わないと説明されます。

ただ、そのときの裁判例などの言い方でいいますと、消費に広く負担を求める消費税においては事業の規模までは問わないという（名古屋高裁金沢支判平成15・11・26税資253号順号9473）のですが、その理由づけとして、消費に広く負担を求めるから事業の規模までは問わないとされます。ところが、このような理由づけの前と後とがうまく結びついているのかというと、その理屈はわかりにくいところがあります。仮にその意味が、消費税の負担が個々の商品に転嫁されるということだとしても、転嫁は法律上の義務ではないこととどのように整合的に説明できるかという問題が残ります。また、一般

的な語感としては、事業という用語は、ある一定の大きさを持った取引を想定していると思われるところから、法律上の定義規定なしに、同じ事業という用語を使いながら、所得税と消費税とは違うといわれても、その根拠は何か、どれだけ違うのかがはっきりしません。

(3) 対価とは

対価については、基本通達で、一般に給付に対する反対給付を受けることをいうとしています。これは基本的にそのとおりだろうと思います。ただ、反対給付という場合、どのような状況をいうかがもう一つははっきりしません。この定義を使いこなすためには、通達の他の定めなども参考にして、もう少し具体化する必要があるように思います。このように考えると、対価性の基本的特性又はその判断基準として、例えば役務については、役務の提供があらかじめ義務づけられたものではなく、役務の提供者と代金の支払者との間での合意形成を基本とすること（任意性）、役務の提供とそれに対応した代金支払があること（関連性ないし結合性）、当該役務と当該代金が同等の経済的価値を持つこと（同等性）、が求められることになると考えます。

特に営利企業の場合には対価を得て事業を行うということは極めてはっきりとわかるのですが、問題になるのは公益法人等の必ずしもその団体の存在目的が営利を目的とするものではない場合です。例えばその構成員との間で何らかの金銭の授受があった場合は当該公益法人が当該構成員から対価を得たのか、得ていないのかというのは、事案によってはかなり微妙なところがありますし、営利法人でいう対価性とは必ずしも同じに考えにくい事情もあるように思われます。

もし今後、公益法人等に対する消費税の徴収がより厳しくなるとすれば、公益法人等の各種の取引に関して対価性の有無をどのように考えたらよいかの問題になる場面が増えるかもし

れません。

4. 非課税取引の意味

消費税法上一定のものが非課税取引とされています。例えば、土地がなぜ非課税なのかという理由づけとしては、土地は消費ではないといわれます。土地は摩滅しないとか、消耗しないという特性を持っているから消費の対象にはならないのだというような説明かと思えます。

しかし、これに対しては租税法学者の一部からかなり強い批判又は疑問が出されています。消費税というのは消費そのものが課税の対象ではない、そういう抽象的なものが対象ではなくて、消費能力が対象ではないか、などとするものです。例えば1億円の土地を買う能力があるから、それに注目して課税しようというのであれば、土地の購入に対して課税してもおかしくないではないかという議論があるわけです。

経済学的方法に従って消費とはそもそも何かという議論の仕方と、消費税法における課税標準の決め方は明らかに違います。消費税法における課税標準は、基本的には、対価を得て資産の譲渡をすることによって、相手から受け取った代価を課税対象に取り込むこととなります。突き詰めると、これは、事業者によって、商品や役務を売り上げる力（別の面からは、消費者がそれらを買う力といってもよいかもしれません）が存在し、これに着目してその力を課税対象に取り込もうとしていると説明することが可能かもしれません。もっとも、既に述べたように、消費税の担税力を付加価値に求める別の考え方からすれば、本当の課税標準は、付加価値であるべきであって、現行の消費税にいう課税標準の規定は、担税力それ自体を示すものではなく、消費税の計算過程の一部をなす、便宜的な仕組みでしかないということになります。

多くの非課税取引として掲げられているものに関して、政策的な理由についてはともかく、そうでない場合について「そもそもそれは消費ではない」などというような言い方が本当に消

費税法の説明として通用するのかなどをあらためて検討する必要があります。私はかなりの疑問を感じています。

IV. 仕入税額控除をめぐる紛争

1. 仕入税額控除の存在理由

その次に、仕入税額控除をめぐる紛争についてごく簡単に触れたいと思います。仕入税額控除の仕組みについて、これも繰り返しわかりやすさのために何度も申し上げているアイスクリームの例でいいますと、105円でアイスクリームを売った人がこれを84円で仕入れています。そのときに、5円マイナス4円の、マイナス4円をするというのが課税仕入れのうちに含まれている税額部分を控除するというようになってきます。そうすると、 $5 - 4 = 1$ の1円を通常はこの事業者は払ったらいということになります。

2. 30条7項の法的性格

ところが、30条7項は、もしこの事業者が帳簿及び請求書等を保存していない場合は仕入税額控除はできないと定めています。仕入税額控除ができないということは、5円がこの人の納税額になる、つまり、5円マイナス4円、マイナス4円ができなくなるということになります。このように、仕入税額控除ができるかどうかは、当該納税者の税負担を大きく左右することになってきます。それに関連して、30条7項の帳簿及び請求書等の保存がない場合には仕入税額控除をしないという規定の意味をどう理解するかについては、見解が分かれています。

1つの極にある考え方は、真実の取引をきちんと表示している帳簿や請求書等でないと仕入税額控除はできないというのが第1です。同じく第2は、そういう帳簿や請求書等が税務調査の時点で存在しないことが税務当局に認識されたらその段階でアウトで、一切の仕入税額控除

は認められないというものです。つまり、この考え方は、30条7項の規定は、帳簿や請求書等が法定のとおり真実に記載され、かつ、それが税務調査の場できちんと提示されないと保存がないことになる旨を定めるもので、税額の大きさを直ちに左右する実体法的な要件だと考えるものです。

もう一方の極にある考え方は、このような考え方に反対をします。もちろんちゃんと帳簿を付け、これを保存するのは当たり前で、それはそういうふうにしてもらわないといけないけれども、これは手続的規定として、納税者に対する注意規定の性格を持つにとどまると考えるものです。帳簿等の形式的な不備や税務調査における帳簿の不提示をもって保存がないとして仕入税額控除を否定することは、消費税の生命ともいえる仕入税額控除の重要性を理解しないものであって、許されないと考えるものです。

まず、第1の議論の領域として、帳簿や請求書等の記載は真実の取引を反映したパーフェクトなものでないと駄目かということです。いわゆる仮名取引に関する事件が有名です（東京地判平成9・8・28行集48巻7＝8号600頁）。医薬品を現金で購入して、それを卸すという仕事があるようですが、納税者は、商慣習上仮名取引を行わざるを得ないなどの事情がある、消費税法30条8項は仕入税額控除の適用要件ではなく、一般的記帳義務における記帳要件を定めたにすぎないなどと主張しましたが、裁判所はこれを退けました。裁判所は、保存を要求されている帳簿には真実の仕入先が記載されていなくてはならず、問題の帳簿は30条7項という法定帳簿ではないとして、仕入税額控除を全面的に否定しました。

しかしながら、現実の取引や事業形態にはさまざまなものがあり、取引慣行等によっては、必ずしも形式的な氏名の記載などが事実上困難な場合もあり得ます。このような場合でも、形式的な要件の不備を理由に仕入税額控除を否定してよいかどうかはかなりの疑問があります。

幾つかの事件がありまして、海に潜ってサザエなどを取っている者から魚介類を買い入れて、それを売る業者などについて紛争が生じていますが、多くの場合、裁判所においても仕入税額控除は否定されています（高松地判平成10・9・28税資238号352頁、広島地判平成11・2・18税資240号716頁）。

消費税法上は帳簿や請求書等に記載すべき事項として、例えば氏名が掲げられています。この場合、氏しか書いていない場合は一体どうなるのかとか、形式論からいうといろいろ問題にすることは可能かもしれません。こういう場合に、真実の仕入先を書くのが好ましいのは当然なのですが、形式要件としてそれを満たしていない帳簿や請求書であったら仕入税額控除はすべて駄目だということまでいえるかどうかについては、私は実際の運用の問題としてもやりすぎだろうと思います。

3. 30条7項の「保存」要件の解釈

30条7項の規定は、帳簿等の保存がなければ仕入税額控除を認めないと書いています。問題は「保存」という言葉です。消費税法で使っている「保存」は一体どういう意味合いで使っているのかに関して、これまでいろいろ紛争があります。これはどういう場面かといいますと、税務署が税務調査に行ったときに帳簿等を提示しない、見せないのです。そうすると、税務署は、「見せないということは帳簿の保存がないことですね。だから、仕入税額控除は認めない」という理屈になるわけです。

これに関して、当初は裁判例も下級審においては分かれていて、かついろいろな議論があったのですが、最高裁が平成16年12月16日にこの問題に関して一定の決着をつけています（民集58巻9号2458頁）。最高裁の考えはわかりにくいところはありますが、税務署が税務調査の場面において保存を欠くと判断した場合には仕入税額控除をしないという消費税法の大きさを左右するような結果になっても、それはそれでよい、

との結論を示したように思われます。

第1に、最高裁の言い方では、保存と提示ということとの関係がもう一つはっきりしません。最高裁判決の言い方は、これまで下級審でもあまり用いられなかったものです。「納税者には態勢を整えて保存することを要する」という言い方をするわけです。「態勢を整えて保存する」というのは一体何をどうしたらいいのか、すぐ目の前に像として浮かんでこないのです。保存というのは態勢を整えた保存であるということを行っているのか、もし仮にそうだとすると、何を言っているのかわかりにくいのです。

第2に、最高裁の論理からは、納税者の税務調査に対する非協力が原因で結果的に仕入税額控除が認められないということになりますが、これでよいのかという疑問があります。

基本的に同じ内容の最高裁判決が、その4日後の12月20日にも出されていますが、そこでは滝井裁判官の反対意見があります（判時1889号42頁）。その反対意見はいろいろなことを言っているのですが、その1つは、売上げにくついた税金から仕入れにくついた税金をきちんと控除しないと、税金の上にさらに税金がかかってくるというような文字通りの売上税になってしまうので、それを避けるために仕入税額控除があると考えると、この消費税法の仕組みそのものからして当然に仕入税額控除は控除しないといけないものだということです。

もう1点は、もし消費税法の調査において納税者が調査に非協力であったら、消費税法はちゃんとそれに見合う制裁規定を置いているではないかと述べています。消費税法68条は、正当な理由なく調査を拒否した場合は10万円以下の罰金を科す旨を定めています。つまり、消費税法は、調査非協力に対する制裁として基本的に刑事上の処罰をするということに対応しているのであって、それが消費税法の大きさそのものを増やすという方向で、結果的に制裁的な効果を上げようとしているものではないと言っているわけです。この反対意見の内容には十分考

慮すべき、参考にすべきものが私はあると思いますし、基本的に私はこの反対意見の考えがより妥当ではないかと思えます。

おわりに

これまで概括的にお話をさせていただきましたが、これは、納税義務者と課税対象という、消費税法において非常に重要な要素であるにも拘わらず、必ずしも法律の規定がはっきりしていないことがらについて、より一層はっきりさせる必要があると考えるからです。基本的に、納税者に疑問があったら裁判所で争わせるというよりは、法律で、将来の紛争を絶つような明確で合理的な規定を整備することが望ましいと考えます。

私は裁判などというのはできればしない方がいいと思います。それはあまり生産的なものではないです。事前にルールをはっきりさせて、できるだけ紛争が起きないようにするのがもっとも合理的で生産的だと考えます。どうしても決着がつかない場合に限り万やむを得ず裁判をするというのが、日本の風土や精神性に合っ

ているように思います。

また、税務の領域に関していいますと、日本の税制のあり方に関して納税者の信頼を得ること、税法の執行に関して納税者と課税庁との間で相互の信頼を強めることが大切です。このような観点からも、納税義務者や課税対象について、明文の規定を整備する必要があると思っています。

益税があるとか、或いは消費税を預けるとか、預けないとか、これらは一般受けはするのですが、そのことによって必要以上に国民の間で相互不信を生じさせたり、納税者と税制や税務行政との間の信頼を弱めたりすることは避けるべきです。また、そのような根拠のない言説に対しては、はっきりと疑問を呈していく必要があるのではないかと思います。

一応時間ですので、これでお話を終えさせていただきます。今日私がお話をさせていただいたことが先生方の今後の議論の中で何かの材料としてでもお役に立つのであれば非常にありがたいと思っております。どうも長時間ご清聴ありがとうございました。

税制の今後の課題と展望



●参加者（五十音順）

総務省大臣官房審議官	佐藤 文俊
大阪産業大学経済学部教授	戸谷 裕之
関西電力㈱常務取締役・租税常任理事	中森 朝明
財務省主税局税制第三課課長	安居 孝啓

司会	関西学院大学経済学部教授	林 宜嗣
----	--------------	------

討論中に言及されている資料は、巻末「資料編」に掲載されています。



はじめに

(林) 本日は、「税制の今後の課題と展望」というテーマで討論を行います。昨年夏以降景気が落ち込んで、最近、少し良くなってきているという感じもいたしますけれども、落ち込みが非常に激しかったことから、まだまだ本格的な回復というわけにはいかない。今後、またさらに二番底といった可能性も残されております。

このように、足下の日本経済・社会は、非常に大きな課題を抱えています。それ以外にも中長期的な解決すべき数多くの課題を抱えています。

第1は、経済活動のグローバル化への対応です。国際化の時代からグローバル化の時代に入って、企業、個人の活動が国境を越えて行われるようになっております。民間経済活動の早い動きに対して、制度がどのようにキャッチアップして、民間の活動を支援できるかどうか非常に大きな課題です。

第2は、少子高齢化社会への対応です。日本は他の国に比べて急速に、しかも大規模に高齢化が進んでいます。そうした中で、安定した社会を築くために、さまざまな制度、組織を変えていかなければなりません。

第3は、国、地方が共に抱える巨額の財政債務への対応です。

こうした中長期的な問題を解決すると同時に、

やはり足下の課題にも配慮しなければいけない。このように、日本は今、非常に悩ましい時期に置かれています。

さらに、最近では個人間、あるいは地域間の格差が拡大しています。こういう状況の中で、持続的で安定した活力のある社会を築くために、制度、組織といったさまざまなソフトインフラを時代にふさわしいものに変えていかなければなりません。税制も同じように、今後どのような方向を見据えて設計図を引いていけばいいのかを考えていく必要があります。

今日の討論は「税制の今後の課題と展望」というテーマで行いますが、全体で2つのステージを用意しています。第1のステージでは総論的なお話を伺い、そして、第2ステージで各論に入り込みたいと思っています。

まずは税財政の現状という総論編です。それでは財務省の安居課長からお願いしたいと思います。

I. わが国の財政・税制の現状と課題

1. 財政の現状

(安居) 財務省主税局税制第三課長の安居でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、お手元の財務省主税局の資料に従い、まず、今の日本の国税の状況について簡単にご説明をしたいと思います。

資料①(資料編3頁)は、平成21年度の一般会計予算の概要です。本年4月に実施されました経済危機対策に基づく今年度の補正後の国の財政の姿を示しています。左側が歳出で、一般会計の規模は約102兆円となっています。それに対し、右側が歳入で、租税及び印紙収入が約46兆1,000億円、全体に占める割合が45%という状況です。他方、公債金、つまり国債が約44兆円、43%と、大変厳しい状況になっています。

資料②は、一般会計の歳出、税収、公債発行

額をグラフにしたものです。この上の2本の線を見て、この図のことを「ワニの口の絵」と呼んでいます。昭和の時代から平成に入りました、ワニの口がどんどん開いていました。それが、平成10年代に入りますと、やや口の開きが止まってきて、最近少し閉じ始めたかなと思ったところですが、昨年の世界同時不況、その経済対策としての財政出動、一方で税収の落ち込みもあって、また口が大きく開いてしまったという残念な状況にあります。

一番下に数字を載せていますが、歳出に占める税収の割合が、今の補正後で45%で、50%を下回っているのが現状です。一般会計税収が46.1兆円とありますが、その下に44.1兆円とあるのは公債発行額です。これは補正後予算の数字ですから、決算になりますと、これが逆転してしまう可能性もあるのではないかと心配しております。

資料③は、公債残高のグラフです。左側の参考のところに示しました、平成21年度末の公債残高の見込みが592兆円、これは一般会計税収の13年分に相当するところまで来ています。

資料④は、利払費と公債残高のグラフです。資料⑤は、財政収支・債務残高の国際比較の資料です。左側が、財政収支を各国で比べたもので、一番右の方を見ていただきますと、今回の不況によって、各国ともに急激に下がっているのがよく見て取れると思います。ただ、各国と日本とで違いますのは、日本はそれまでもずっと低空飛行を続けてきたことです。これが右側の債務残高に端的に表れています。各国の債務残高は、それなりのレベルに抑えていた、ないしは、特にヨーロッパはEUの枠組みの中で財政赤字をずっと絞ってきていました。他方、日本は独歩高を続けてきて、2005年あたりから少し下がっていますけれども、また最近拡大してきているという状況です。

現下の経済状況を考えれば、財政出動はもちろんある程度必要だろうし、それに当然配慮していかなければいけません。その一方で、こ

ういう財政状況を見ますと、出口戦略といいますが、中長期的に考えると、この財政状況はどうにかしなければいけないのではないかと考えています。

2. 税制の現状と課題

〔税収の動向〕

資料⑥-1で、一般会計税収の推移を見ますと、平成21年度は一番右側で46.1兆円となっています。過去はいい時期もありまして、平成2年度は60兆円ぐらい税収がありましたが、平成20年度が44.3兆円でしたので、平成2年度と比べますと3割近く落ちているのが現状です。

資料⑥-2は、足元の税収状況を示しています。平成19年度、20年度、21年度と並べてあります。平成20年度の決算が44.3兆円、昨年の末の補正予算のときの見積りは46.4兆円で、一昨年の年末に平成20年度予算を作ったときの見積りは53.6兆円です。見積もる時期が後になればなるほど、どんどん税収が落ちてきているのがお分かり頂けると思います。

46.1兆円という平成21年度予算の税収の見積りは、平成20年度の補正予算と同時に作っておりまして、そのときに平成20年度は46.4兆円、平成21年度は46.1兆円と見積もったわけですが、実際、平成20年度の税収はそこから2.2兆円下がり、44.3兆円になっていますので、土台が下がったという言い方をしますけれども、この平成21年度も、この2.2兆円分はいわば土台が下がっている状況にあるということです。

さらに足元の状況を見ますと、あまり景気の状態はよろしくないの、法人税収は下がると思われますし、また、残業やボーナスの動向も気になるところで、それによって所得税の状況も変わってきますので、やはりもう少し下がるのではないかと心配されます。平成21年度の税収が下がると、今度はそれを土台として平成22年度の予算の見積りをしていくこととなりますので、税収については、足元で期待するのはなかなか難しい現状にあると認識しています。



資料⑦は、税目別の税収の動向を少し長い期間で示しています。所得税も変動しておりますけれども、特に法人税が景気変動によって大きく変動しているのが見て取れます。平成18年度、19年度あたりは比較的良かったけれども、20年度、21年度は、大きく変動しています。

これに比較されますのは、その下の消費税です。税率が変化しているところで大きく変化していますけれども、後は大体10兆円前後で推移してきています。

〔国民負担の動向〕

資料⑧は、もう少しマクロ的に税の規模を見ていこうということで、国民負担率と租税負担率の推移を示しています。租税負担率は、税収を国民所得で割ったもので、国民負担率は、税の負担と社会保障の負担を足したものを、国民所得比で見たものです。

下の棒グラフを見ていただきますと、黒い棒グラフの方が租税負担率です。平成2年度(1990年度)の27.6%がほぼピークで、現時点では23%となっています。

これに対して、その下の少し薄い棒グラフで書いてありますのが社会保障負担率ですが、これは一貫して上がってきておまして、15.9%が現状です。この背景には、日本の高齢化という問題があることはご承知の通りです。

この2つを足したものが国民負担率で、折れ線グラフで表わしてありますが、税の負担率がやや下がり気味なのと、社会保障の負担率が上

がり気味なので、最近で見るとほぼ横ばい、ないしは若干上がっている傾向が見て取れると思います。

もう一つが財政赤字を含む国民負担率で、これは潜在的な国民負担率といった言い方もするのですが、通常の税の負担率と社会保障の負担率に財政赤字の比率を載せたものです。つまり、本来であれば国民の負担になる、それが、先送りされているものを今載せてみたらどうだろうと計算したものが、この折れ線です。つまり、租税負担率は低くなっているけれども、その裏側に、実は財政赤字として相当なものを出して、それはもう50%に行くようなレベルになっている状況があるわけです。

資料⑨は、国際比較で、OECDの国民負担率です。年度がいろいろありますので一概に比較はできないのかもしれませんが、OECD29カ国のうち、日本は、下から5番目の38.9%という状況です。

資料⑩は、先ほどは国民負担率でしたけれども、今度は租税負担率で、下から2番目の23%です。日本は国民負担率も低いですし、さらに、租税負担率も国際比較で見ると非常に低い状況にあることがご覧いただけるとと思います。

資料⑪は、国民負担率の内訳を比較したものです。日本の国民負担率は他国に比べ全般的に低いのですが、それが何故低いのかを見ると、社会保障負担率も諸外国に比べて高いわけではないのですが、租税負担率が低いことが分かります。各国で制度や事情に違いがありますので、一概に比べるのは難しいですが、ヨーロッパと比べて、消費税の税率が非常に低いということが分かります。日本の消費課税は6.8%ですが、ヨーロッパでは非常に高い率になっていますので、これが日本の租税負担率が低い理由の一つであるのは明らかですが、個人所得課税も日本は低いということが見て取れるのではないかと思います。また、法人所得課税もそんなに日本は高くない。いってみれば、どれを取っても日本の課税水準は高くない、むしろ低い

ことが、これを見ると分かるのではないかと思います。

〔税制改正の概要〕

資料⑫は、平成21年度の税制改正の概要です。3月に法律が成立し、4月1日から施行されています。

内容は、一言で言いますと、現下の状況を踏まえ、需要喚起のための政策税制を行ったということです。住宅ローンについても過去最大の減税をしておりますし、法人関係税制、いわゆる省エネ設備について、即時償却、すなわち、初年度に100%の償却を認めるといった措置も入れております。さらに、中小企業の法人税の軽減税率を行ったり、さまざまな政策税制を行ったというのがこの平成21年度の税制改正です。

資料⑬は、それに加えて、異例の対応として年度途中で行った税制改正の概要です。これは非常に大規模な補正予算も併せて出しているわけですが、税でも、贈与税の軽減、中小企業の実費課税、研究開発税制の拡充といった改正を行ったところです。

〔近年の主な税制の動き〕

資料⑭は、近年の主な税制の動きを示しています。平成21年度税制改正法にも盛り込まれましたが、昨年末に「中期プログラム」を作りました。現在のような景気情勢においては一生懸命景気回復のための対策を行いますが、景気回復がなされた後は、消費税を含む抜本的な税制改革を実施するというのを、閣議決定をしたプログラムにも載せ、税制改正法にも盛り込んで、中長期的な財政再建に向けた道筋を明らかにしたところです。一方、先般ご承知のとおり政権が代わりましたので、今後一体どうなっていくのか、非常に注視しているということです。

(林) ありがとうございます。非常に厳しい財政状況の中で、今後、現在の低い租税負担率をどうするのか、大きなポイントだと思います。

それでは、地方財政を取り巻く現状について、佐藤審議官からお願いいたします。

Ⅱ. わが国の地方財政・地方税制の現状と課題

1. 地方財政の現状

(佐藤) 資料に基づいてお話をさせていただきます。地方財政なり、地方税制度の現状をお話しました後、地方税については、今後の目指すべき方向性というものを持っております。それについて少しお話をしたいと思います。

資料①(資料編58頁)は、地方財政の現状です。毎年、国の予算編成と並行しまして、翌年度の地方財政の歳出・歳入の見積もりを行います。これを地方財政計画と呼んでおります。自然体で見積もりまして、収支相償えばそれで幸せということなのですが、めったにそういうことはありませんで、多くは財源不足が生じます。収支のギャップを生じております。

この左側のグラフが、最近のそれを示したものです。収支相償うことはめったにないと申しましたけれども、バブルの終わりころは一時期そういうときもあったのです。いい時代でした。その後、バブルが崩壊しまして、これは国と同じですが、税収が減少して、長く低迷することになりました。その中で減税も行ったわけです。

一方で、歳出は景気対策のために公共投資を中心にどんどん拡大しました。また、社会保障関係費などは、景気的情勢と関係なしに自然増で膨らんでいくわけです。そういったことから財源不足がどんどん拡大しまして、資料には16年度からしか書いていませんが、ピーク時は15年度でして、17.4兆円という非常に大きな財源不足を生じました。

小泉政権が成立しましてから、歳出を厳しく抑制しよう、増税はしないということを宣言されました。そうした中で景気が回復してきて、税の自然増収も出てきたわけで、そうしたこと

から財源不足が16、17、18、19年ぐらいまでどんどん縮小してきました。19年度は4.7兆円という額で、ピーク時の4分の1ぐらいになっています。小さい数字ではありませんが、かなり減ってきました。

ただし、足元は、やはり景気の影響で、歳出は、なお抑制基調にはありますけれども、一方、歳入が急激に減少し、収支のギャップが再び拡大するような傾向になっています。

資料②をご覧くださいまして、バブルが崩壊してから今日まで、財源不足に対しては、基本的に穴埋めするのですけれども、これは借金でせざるを得ないのです。国が借金して現金を地方に配るか、或いは、地方団体自身が借金をするかという選択、或いは、その組み合わせになります。

そうした結果、バブル後、この借金の残高はうなぎ上りに増えてきておりまして、16年度には200兆円を突破する水準にまで達しました。その後、歳出の抑制、それから、景気の回復がありまして、借金残高自体は高止まりの状況で推移しております。

ただし、これも足元で見ますと、再び財源不足が拡大して、借金に頼らざるを得ないという状況になってきていますので、21年度以降の状況は、再び増加傾向に転じるのかどうかというところにあります。

こういう状況の中で、増税に頼らず、徹底した歳出削減で財政の健全化を図るということでしたので、地方団体はこの歳出削減に大変努力を重ねてまいりました。

いろいろな見方があるのですが、1つは、資料③は市町村合併の状況です。平成11年3月には3,232あった団体が、来年の3月末までに予定されているものを含めると1,753にまで減少することになっています。特に、1万人未満の小さな町村というのは3分の1以下に減少しています。合併は、必ずしも行政の効率化だけを目標として行うものではありませんが、結果的には、この行政の効率化にも大きく貢献する

ものと思います。特に、人員の削減などで効果が顕著に出ております。新しい市町村がだんだん軌道に乗ってきますと、人件費、その他の経費についても、相当の効率化の効果が出てくると思っております。

なお、今の合併を進める法律は、来年の3月で失効します。今までのように国が鉦や太鼓で進める合併は、今年度までで終了になろうと思えます。あとは自然体でということになると、市町村の数は、大体この1,700くらい水準でしばらくは推移していくのではないかと。

資料④は、地方団体の公債費を除く一般歳出の削減状況です。ピーク時が平成11年度で79.1兆円ありました。直近の決算が取れる19年度で見ますと、66.3兆円ですから、絶対額で12.8兆円、率で16.2%のマイナスになっています。

額面でこれだけ削減したということは、大変なことですね。特に、下の表に、都道府県市町村ごとに財政力の強い弱い、或いは、人口の規模の大小に区分して、その削減率を見ておりますけれども、これを見ますと一目瞭然ですが、財政力が弱い団体、或いは規模が小さい団体については、特にこの削減幅が大きくなっているのが見て取れます。

市町村を見ていただきますと、5,000人未満の町村は3割以上、歳出を削減しているわけです。もちろんこの間も、社会保障費は自然増で増えています。それから、景気対策で公共投資を追加したために借金の償還も増えています。こういった増える要素をのみ込んで、なお、これだけ減らしているということですから、相当の数字だにご理解いただきたいと思えます。

地方団体は、国と違って赤字地方債を発行する自由を持ちません。従って、財源がなければ歳出を切るしか道がない。どこの団体も、この期間の厳しい削減方針の下で、赤字地方債を発行して歳出を維持する道は取れず、歳出を削減する道をたどってきたということです。その結果が、こういった数字になって表れていると思えます。このことは、必ずしも悪いわけではあ



りませんが、地域格差や、地方の疲弊という状況を生み出した1つの要因にはなっているだろうと思っています。

2. 地方税制の現状と課題

〔地方税収の動向〕

資料⑥は、地方税全体の姿と内訳になります。21年度の見通しでは、上から2つ目の棒グラフですが、地方税合計で約37兆円を見込んでおります。

下に、道府県税と市町村税の内訳が書いてあります。ご記憶にとどめていただきたいのは、道府県におきまして、黒いところです。法人二税といっている、この割合が非常に高いことです。21年度は景気の悪化による法人関係税の税収減を見込んでおりますけれども、かなり減ることを前提にしながらも、この法人二税のウェートはかなり高いものがあります。こういう税収の構造が、景気を反映して税収が不安定になる。或いは、法人関係税ですから、地域によって偏在があるという構造的な問題をもたらしているといえようかと思えます。

一方、市町村税をご覧くださいますと、主力は個人市町村民税と固定資産税で、比較的、都道府県税に比べますと安定的な構造になっています。

資料⑦は、地方税収の推移を見たものです。国税と比べますと、それほど極端な落ち込みではありませんが、バブルの終わりごろ、平成3

年度ぐらいに一端ピークを迎えた後、減少に転じています。平成9年度ぐらいに少し増えたように見えますが、このときは地方消費税などが導入されて、税収全体の規模が拡大したときです。実質的に見ますと、バブル時のピークを下回るようなレベルでずっと推移してきたこととなります。

直近では15年度が一番低いときでして、これが一番苦しい時期であったと思います。その後、景気回復によって上昇に転じ、特に19年度はぐんと伸びております。これは、三位一体の改革を進めておりまして、この19年度に、国税から地方税に3兆円、税源を移しました。この影響で19年度は大きく伸びています。

ただ、20、21年度をご覧くださいますと、景気の悪化を受けまして、再び減少に転じます。21年度は37兆円と見込んでおりますが、どうもこれも危ういということだろうと思えます。

未曾有の経済情勢の悪化の中で、昨年、21年度の税制改正はほぼ減税一色という形になりました。こうした減税を含む大きな財政出動が行われることになったわけですが、同時に、将来の財政の在り方を示すことが必要ということで、昨年末に、中期プログラムを閣議決定しました。今日は、その資料は付けておりませんが、この中で、税制の抜本改革をいずれする、そのための道筋を決めることと、基本的な改革の方向性を決めることにしたわけです。

その中で、地方税については1項目掲げられております。「地方税制については、地方分権の推進と国、地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める」となっております。

これは、今後の地方税改革の方向を考えていく上で、非常に重要なことだと考えております。地方分権を今も進めようということで、いろいろな改革をしているわけですが、財政の面にお

きましては、地方団体の自主財源を増やすことが重要です。或いは、社会保障の安定財源を確保する観点から、今、財源が絶対的に不足している状況にありますから、地方税収の総量を増やすことがまず重要だろうと思っています。その場合に、地方税体系全体を見直して、偏在が小さくて安定的な地方税体系を作ることが重要になってきます。その具体的な方法としては、地方消費税を充実して、併せて地方法人課税の在り方を見直すことが中心になるだろうと、このことをいっているわけです。

政権が交代しますので、以前に決められたこういう閣議決定などがどうなるのか。民主党の公約などから見れば、一旦ご破算ということにした上で、いろいろな条件を整える、或いは時期を見定める、そうした中で、あらためて抜本的な検討をするということになるのかなと想定しております。

地方税の在り方に関しては、今申し上げましたようなことは、多分、今後、時期はわかりませんが、改革を押し進めていく上で、ある程度普遍的な方向性になるのではないかと考えております。もう少しこれを敷衍して申し上げますと、資料⑨を見ていただきたいと思っております。

〔国・地方の税源配分について〕

地方税全体を増やしたいということですが、資料⑨の右の表で、国と地方の税源配分の推移を書いています。17、18年度は、ちょうど国税60で、地方税が40ぐらいの水準になっているのです。

一方、歳出を見ますと逆で、国が40、地方が60の割合になっています。できるだけ歳出に見合った税源の配分が望ましいという考え方でおりまして、直ちに税も4対6というわけにはいきませんが、当面1対1を目指したいと考えております。

三位一体の改革で、国税から地方税に3兆円を移したのも、そういう方向での改革の一環だったわけです。右側の19年度のところをご覧くださいと、3兆円を移したために、国税と

地方税の割合が57対43%ぐらいになっています。地方税にシフトしています。こういう状況から、さらに50対50を目指して進めていくことです。

それから、偏在性の問題です。資料⑩を見ていただきますと、1人当たり税収額を各都道府県域ごとに比較してみたものになります。一番左が地方税の計で、最大が東京都、最小が沖縄県で、その差は、欄外にありますが3.0倍になっています。主な税目ごとに見ますと、個人住民税が3.1倍、法人二税が最も大きくて6.6倍、地方消費税が1.7倍になっています。

安定性という点を、資料⑧で見ると、一番下が地方消費税の推移ですが、景気に関係なしに、極めて安定的に推移をしています。

一方、上の方に法人二税があります。これが景気の変動を敏感に反映して、大きく変動します。非常に不安定な税収になっております。

今の2枚の資料からおわかりのように、偏在性が小さくて安定的な税体系を作りたいということですが、そのための具体的な方策として、法人関係税のウエートを相対的に小さくして、地方消費税のウエートを高めていくという方向性が自然と出てくる。今後も、そういう方向性を目指した改革を進めていきたいと考えております。以上です。

(林) ありがとうございます。地方も国と同様に、非常に厳しい財政状況にありますが、その中で税体系を見直していかなければいけません。地方財政問題の難しいところは、1,800ある地方自治体がきわめて多様だということです。そういう意味では、偏在性が少ない税制が必要だというお話だったと思います。

それでは、民間の討論者ということで、中森様、お願いいたします。

Ⅲ. 財政・税制の現状と課題についての討論

(中森) 関西電力の中森です。私からは、産業企業サイドから感じていることを申し述べたいと思います。

〔経済対策と財政健全化〕

冒頭に司会の林先生からありましたように、昨年秋以降の世界経済の急速な悪化を受けて、関西地域も昨年秋以降、企業の生産活動は、対前年比ベースでマイナスが続いていますが、このマイナスも本年2月に底を打ったことで、現在は少し回復基調にはあるものの本格的な回復には至っていない状況です。

私どもの電力の販売という観点から見しても、企業の生産活動に連動するわけですが、同じように2月に底を打って、徐々に回復しているような状況ですが、現状においては、大口の産業で、対前年比10%程度のマイナスになっている状況にあります。

このような経済状況の中で、この21年度は税制改正において、エネ革税制の即時償却、これは企業にとっては非常に有効な措置であったと思うのですが、そのようなエネ革税制の即時償却など、省エネ・新エネの関連の税制ではさまざまな施策を講じていただいたわけです。

また、本年4月には、「経済危機対策」として、研究開発減税とか、或いは中小企業の交際費課税の軽減などを含む関連法案がまとめられて、一定の対応はなされたと評価しております。

ただ、そういう減税措置は評価できる一方で、まだまだ経済の活性化のための措置が必要です。また、冒頭に林先生からもありましたように、わが国の財政は危機的な状況にあることで、その1つの象徴的なものが急速な少子・高齢化社会の問題。それに関連して、少子・高齢化社会への移行による社会保障費の増大という支出の増加という問題と、逆に少子・高齢化に伴う納税対象者の減少による歳入の減少ということで、



こういう現象が長期的に続くということだと思ふのです。

ワニの口ではないですが、このまま高齢化に伴う社会保障費の増大や納税対象者の減少になりましたら、ワニの口がひょっとしたら裂けるのではないかという危機感を共有しなくてはならないと思います。両省の審議官、課長におかれては頭の痛い課題だとお察し致します。

そういう状況の中で、唯一の決定打というか、私は税の専門家ではありませんが、どうしても必要なのは長期的な税源確保という観点で、ワニの口を狭めるという観点では、やはり経済活力の強化が不可欠な要件と思います。日本経済の持続的成長があって初めて安定した税収、豊かな国民生活が約束されるのではないかと考えているところであります。

経済活力を強化することによって、これは必然的に企業利益が増大し、税収が増えるという三段論法になるわけですが、そのような図式でぜひ中長期的なワニの口の拡大を狭めていただければとわれわれ企業人としては考えるところです。

〔企業の経済活力の強化〕

もう1つは、これは企業の経済活力の1つの要素ですが、国際競争力の強化もぜひ必要な施策ではないか。それを後押しする税制度が必要ではないかと考えております。国際競争力になりましたら、まず、昭和の高度成長から歴史を見てみますと、わが国日本は技術立国で経済成

長を成し遂げ、GNPを上げてきたことから、昭和に立ち返って、技術立国を再現する、さらに強固にしていく。技術革新という点で国際的にも強くなるような税制がぜひ必要ではないかということ。あと1点は、国際競争力ということでは、当面は税制の差異で競争力が減退することのないような措置が必要と思うのです。やはり技術立国再現で、研究開発とか、新規投資とか、インセンティブがわくような税制を抜本的にしていく必要があるのではないかと感じているところであります。

〔地方税制〕

2つ目は地方税制ですが、地方税制については、いわゆる法人課税に大きく依存した状態によって、年度別の歳入の不安定要素をはらんでいるとか、地方自治体間の税収格差があるというような問題を提起させていただこうかと思っていたのですが、先ほど佐藤審議官から、法人課税に大きく依存するのではなく、間接税の比率を高くするという踏み込んだお話もいただきました。ちょっと角度を変えまして、法人課税と間接税の比率を高めるという二律があるのですが、歴史的な沿革を見て、個人住民税でも企業の法人事業税も利益が1つの関数になっているわけですが、行政サービスを受ける者の受益と負担の原則が全うできていないという部分があるのです。歴史的に見て、個人も法人もそうですが、その利益を1つの関数とせざるを得なかったことが、いま一度少しおさらいする必要がありますと思います。

現実的には、利益、所得を関数とする方法は、先ほど佐藤審議官が言われたように、少し変更していかなくてはならないし、企業としてもそのように思っております。その沿革あたりは、どんなものかということが1点。

もう1点は、間接税ということで、消費税という言葉に代表されるお話をされましたが、消費税以外に、いわゆる地方分権が進むに従って地方税の総枠を拡大しなければいけないということで、消費税は消費税で国民的な議論が必要

だと思いますが、消費税以外に課税銘柄というのでしょうか、いわゆる間接的な課税銘柄は何があるのでしょうか。

例えば、素人なりに思い付くものには、過日から議論になっているガソリンに関するものを地方税にとか、酒税を地方とか、何かそういう銘柄があるのかなのか、差し支えないところでお聞かせいただければと思います。

(林) ありがとうございます。経済活力あるいは企業の国際競争力を強化するために税制はいかにあるべきか、といった視点からのお話もございました。

それでは、戸谷さん、お願いします。

(戸谷) 大阪産業大学の戸谷です。私は、この総論部分で3つの点について申し上げたいと思っています。

〔税と社会保険料〕

第1は、税制全体の構造或いは税体系を考える場合に、社会保険料を考慮する必要があるという点です。先ほど安居課長よりご説明がありましたが、日本の場合は税負担は諸外国と比べて低いのですが、社会保険料負担に関してはそれほどでもない。ずいぶん昔のことになりますが、税制に対するアンケート調査で、例えば「どんな税なら払う気がしますか」という質問をしますと、「何に使うかはっきりしていたら払ってもいい」という意見があったと思います。

社会保険料というのはある意味で何に使うかが明確なものです。ただし、日本の場合、社会保険庁のいろいろなトラブルがあって、問題が複雑化しているのは事実です。そうすると、やはり税金の方がいいのかなと思ったりもして、税金でいくか、社会保険料でいくかは、私自身が迷っています。そういう点について何かご意見をお聞かせいただけたらと思います。

〔財政健全化について〕

第2点としては、先ほどワニの口のお話がありましたが、巨額の財政赤字をいつどういうふ



うに処理するかをやはり考えないといけない。このまま将来世代へ負担を先送りし続けて、本当にいいのだろうかということを不安に思っております。

学生に授業で言うのですが、財政赤字の問題は環境問題と同じです。地球がどんどん温暖化して南極の氷が解けてやがて地球は滅びるといいますが、大丈夫です。地球が滅びる前にみんなの方が先に滅びます。しかしみんなの子供の世代は大丈夫かな。大丈夫かもしれない。では、孫の世代はどうですか、と質問していくと、「ええ？」ということで、だんだん不安になってくるわけです。環境問題と同じように、財政赤字も今は大丈夫なのでしょうが、将来はどうなるのでしょうか。

要するに、今の人たちのツケを次の世代に先送りしていくことは続かないのではないかと。「持続可能性」と言いますか、それでやっていける、回っていくという社会を構築する必要がある。そのために、いつかどこかで大きな決断と方向転換をしなければならないと私は思っております。そのことに対して何かご意見があれば、お聞かせいただきたいと思っております。

〔地方税について〕

第3点は地方税の問題です。先ほど佐藤審議官からご説明がありましたが、1人当たり地方税収で見ますと都市部は大きくて地方部は小さい。これは、ある意味では当たり前のことで、そのために格差是正が必要であるということは

疑う余地はありません。

しかしながら、一方で、貧困は実は都市部で進行しています。生活保護受給者の増加というような非常に深刻な問題が、都市という場に存在している。或いは、都市特有の財政需要があります。ゴミの問題や混雑の問題など都市ならではの行政が必要です。何でもかんでも1人当たりで見ても、公平の問題を議論することが本当に好ましいのかと疑問を持っております。

中森常務のお話に関連しますが、この租研の生みの親であるシャープ勧告では、都道府県の税収は企業課税でやるべきだと提唱されています。ただ、そのときのシャープ勧告の企業課税というのは、今で言うところの外形標準課税すなわち、所得型付加価値税なのですが、それが二転三転して、今の状態になっています。外形標準課税については、各論のところでも述べたいと思っています。

もう少し大きなお話になってくるのですが、戦後の日本の国土開発は「均衡ある国土の発展」といって、どんどん地方を開発してきました。道路や公共設備を作って地方を住みやすくしました。私も、以前、過疎の研究を行ったことがあるのですが、アクセスを良くすることが重要だという提言を出したこともあります。そうすれば、地方はもっと便利になって人々は分散して住むようになり、過疎と過密は同時に解決できるだろうと、当時は考えておりました。しかし現実には逆だったと言わざるを得ません。地方をどんどん良くして、アクセスを良くしているのに、それでも人々は都心に集まった。アクセスが良くなったら人は地方に住むかというところではなく、逆に都心に住んでしまった。

都心といっても関西は駄目で、東京一極集中になっているのが現状です。そういうことに対する見通しと申しますか、「この国のかたち」をどのように作っていくのか。それも含めて、地方税の偏在という問題についてご意見をお聞かせいただきたいと思っております。

(林) ありがとうございます。佐藤審議官と安居課長は、現在のきわめて厳しい財政を何とかしなければいけないという話だったのですが、中森さんからは、成長戦略というか、企業活力を強化するという視点から税制を考える必要があるというお話をいただきました。

小泉さんが「改革なくして成長なし」、安倍さんが「成長なくして財政再建なし」と言われ、これに基づいて政府税調も議論をしてきたわけです。そういうことも含めて各論でお話をいただけるかもしれません。利潤を対象とする税が中心になっているのはなぜかということもありましたが、これも法人住民税や事業税と関連してくるかもしれませんので、各論のところを取り上げるところは、そこでお話をいただければと思います。戸谷さんからは、税か保険料かという問題提起をいただきました。例えば基礎年金は、今は2分の1が公費負担ですけれども、これを全額公費負担するのか、保険料を残すのかという議論とも密接につながる難しい問題ですね。それでは、お二方からの質問に対して可能な範囲でお答えいただければと思います。

では、安居さんからお願いします。

〔財政健全化と企業活力〕

(安居) それぞれいただいたお話はそのとおりだと思いますし、それを論じるだけで多分相当な時間がかかってしまうと思いますが、一言二言コメントだけさせていただきたいと思います。

まず、中森常務から産業ないしは企業のサイドからということでお話をいただきましたが、本当にそのとおりだと思います。財務省におりまして、財政再建というのは非常に気にしているものですから、こういう場では必ず財政再建は必要ですよという話は差し上げなければいけないし、後の戸谷先生のお話にもつながりますが、私自身もそれはすごく重要なことだと思います。もちろん、財政再建をすれば世の中が幸せになるわけではなくて、当然、経済活動はそ

の前提として大切であります。財政再建のために経済活動をつぶしてしまうのであれば、それは何の意味もないことでありますので、経済活動をまずどうするかを考えなければいけない。だからこそ、平成21年度の税制改正やその後の追加措置も講じられているわけでありまして、こういう財政状況にある中でも精一杯の対応をしたところです。

ただ、もともと財政状況については心配しているものですから、常に出口戦略をどうしていくのだということを考えなければいけません。今、G20の枠組みでも各国がこういう状況ですので、財政出動で対応しているわけですが、そろそろ各国が集まると出口戦略はどうするのだろうかという話が始まっております。

やはり将来のことを考えると、このまま財政の状況を放っておいていいはずがないので、企業活動については気を配っていかなければいけないと思いますが、財政再建についても考えていかなければいけないという、どうしても二兎を追わなければいけないというなかなか厳しい状況があるわけです。

〔企業活動と税の関係〕

この関連では、むしろ先生方に伺ってみたいと思うのですが、企業活動と税の関係について、例えば減税をすると企業活動が盛んになって、税収が増えるという議論をよく聞きますし、それはそれで理屈としてよく通っていると思いますが、本当にそうなのだろうかと自信が持てないところです。

そこで、もちろん企業活動のために減税はしなければいけないということでいろいろな手を考えるわけですが、やっちゃえばいいという議論に対してはなかなか踏み切れないというのが正直なところです。理論的に考えたときに、一体それがどうなるのだろうか、本当に思いきって減税してしまって大丈夫でしょうかというのをむしろ聞いてみたいと思うのです。

〔税と社会保険料の関係〕

戸谷先生の話は誠に大きな話で、多分、それ

こそ1日話してもなかなか大変かなと思います
が、私なりの個人的な見解を申し上げますと、
税と社会保険料の関係をどうするかということ
ですが、これからの財政を考えると、どうしても
社会保障の費用がどんどん増えていって、これ
をどうやって賄うかというのが我々に与えら
れた今の一番大きな命題だと思っております。

社会保障を賄う方法は、単純に考えてみると、
自己負担をしてもらうか、保険料で出すか、税
で出すかという、基本的にはこの3つしかない
わけです。先に答えを言ってしまうと、多分、
そのどれかに頼ることは難しいのではないかと
いうのが、今の私の考えです。多分、その3つ
をいろいろな時代の状況や経済の状況を見なが
らバランスよく組み合わせていくしか方法はない
のだらうと思います。それぞれ受益者と負担
者が微妙にずれておりますので、いろいろな意
見が出てくるでしょうし、いろいろな公平感が
出てくると思います。問題が起こると、何で社
会保険なのだ、信頼がないではないかという議
論になったり、税についても、今度は使い道が
わからないではないかという議論になったりし
ています。結局、どうやって負担するかは、多
分、いろいろな議論もありますし、理屈もある
と思いますが、最後はみんなそこそこバランス
よく負担していくという方法しかないのでは
ないかというのが、大まかにいうと私の考えで
す。ですから、先生の先ほどのどちらでいくべきか
という問いに対する答えは、両方バランスよく
いかなければいけないのではないのでしょうか
というのが私の答えです。

〔財政赤字と経済活動〕

それから、財政赤字をどうするのだというこ
とにつきましても、これも単純に考えてみると、
財政赤字は要するに国の借金です。これを減ら
す方法は大きく分けると2つで、歳入を増やす
か、歳出を減らすかのどちらかしかないわけ
で、結局は、歳出を減らす努力をするし、歳入を増
やす努力をするということに尽きると思います。

ここから先はちょっとトリッキーになるので

ですが、歳入を増やす方法は、多分、経済学的に
いうと、2つあって、1つはインフレを起こす
という方法と、もう1つは増税するという方法
です。インフレを起こすということについては、
いろいろな議論はあると思いますが、現時点で
あまりそういうことを考えるのではなくて、や
はりどこかの時点できちんと増税をしていくと
いうことを考えなければいけないと思ってお
ります。先送りはもうできない、直ちにどうにか
しなければいけない状況にきています。

ただ、先ほどの最初の話に戻りますが、やは
り経済事情との関係はどうしても考えていかな
いと、「角を矯めて牛を殺す」状況になっては
何の意味もないので、それを見ていかなければ
いけない。ただ、先送りもできない状況にある
という危機感は持っておりますし、先ほど中森
常務からもお話がありましたとおり、だんだん
共有していただいているのかなという気持ち
でいるところです。

(林) 法人税が企業活動にどう影響している
のかは、経済学者も答えを出しにくいところ
です。理論的に見ればやはり影響するのです
ね。だけど、現実にはそうなのかということに
なると、やはり転嫁と帰着のところまで踏
み込まなければいけない。ただ、諸外国と
比べて税負担率の違いがある場合には、それ
はグローバル化社会の中で合わせていく必
要があるのではないかという気がします。

それから、インフレの問題も確かに累積債務
にとってはそれでいいのですが、中福祉・
低負担社会と言われていた現状をそのまま
続けていくわけにはいかなないので、やは
り負担を上げるか、福祉の水準を下げるしか
ない。そのあたりも、国民に問いかけてい
くべき課題なのだろうと思います。

それでは、佐藤審議官、お願いいたします。

〔個別間接税の問題〕

(佐藤) 中森さんがおっしゃった個別間接税

の問題です。われわれは地方消費税以外にそういったものが考えられるかどうかということは1つ検討課題だと思っています。ただ、昔は、例えば電気税・ガス税とか、料理飲食等消費税とか、娯楽施設利用税とか、そういう税が幾つもの地方税としてはありました。消費税を導入するときに二重課税を排除するという観点から整理したり、或いは縮小したりした経緯があります。それをしたものですから、消費税を導入するときには、一部を消費譲与税という形で地方に配分することとし、それがまた形を変えて地方消費税となって今日に至っているわけです。従って、一般的な消費税が存在する以上は、なかなか個別の間接税を昔のように復活させるとか、そういったことは難しいのかなと思います。

〔ガソリン税等〕

それから、ガソリン税などをおっしゃいましたが、揮発油税ですとか軽油取引税、これらは相当額も大きく、二重課税の批判は常にありますが、現に存在している税目としては非常に大きいものです。将来、環境税、民主党などは地球温暖化対策税と言っていますが、こういったことが検討されるときに、これらの税はどのように再編・整理されるのか。国税とするのか、地方税とするのかということも含めて、これは大きな議論になるのではないかと思います。全体としますと、規模の点から見ると、やはりわれわれとしては地方消費税を中心に考えざるを得ないのかなというのが今のところの考えです。

〔地域間格差の問題〕

それから、戸谷先生のおっしゃった格差の問題ですが、われわれも必ずしも現にある都市部の税収を奪って地方部に回すということがいいと、それが本意というわけではありません。20年度に暫定的に税制改正で地方法人特別税と譲与税という仕組みを作りまして、都市部からは評判が悪いのですが、これもわれわれの本意ではないのです。

都市部の独自の需要というのは、確かにわか

ります。それがなかなか賄えないのだということであれば、それは絶対的に財源が不足しているということだと思っております。ですから、そういったことを解消するためには、まずは地方税の総量を増やすことによって財源を増やさなくてはならないということが第1に来るということだろうと思います。

われわれはこの格差の問題については、税制で、或いは税制だけでは対応できなくて、財政の面も含めて、いろいろ考えるのですが、やはり限界があると感じます。結局は地域ごとの経済力といいますか、税を生み出すものになるところがどういう状況かということが非常に大事になってくると思います。そういう意味では、国家的な地域政策の必要性を感じます。現状においても各省が、或いは各地方団体がいろいろ知恵を絞って、いろいろな政策をやっていますが、どうも顕著な成果があがっていないような気がするのです。

かつては「全国総合開発計画」というものがあった、目指すべき国土像を示し、その実現にむけた政策の体系を用意した。これが「均衡ある発展」はもう達成されたのだということで、しばらく前に作るのをやめました。しかし、昨今の情勢を考えますと、私は再び全国的な国土の姿をどういうふうにか国家として描くのかというビジョンが必要ではないかと思っています。これはちょっと私の仕事の範囲を離れますが、何かそういうことがこれから政府の中で検討されればいいなと思っています。

(林) ありがとうございます。格差問題は財政だけではいかんともしがたい部分がありますね。特に地域間格差は、審議官がおっしゃったように、地域の根本の経済力をどうするかを考えることが重要です。地方法人特別税は、いわば事後的な再分配で、暫定措置として位置付けられています。地域間格差をどのように根本からなくしていくかということになると、これは財政、税制だけでの問題ではないですね。

税率を引き下げて企業を誘致すればいいという話もあるわけですが、今の財政状況を考えると、実際には豊かなところしか引き下げはできないのです。つまり、企業誘致したいところは税率を下げる余裕がないというのが現状ではないかという気がします。そういう問題も、考えていかなければならないと思います。

それでは、第2ステージの各論に入りたいと思います。財務省の安居課長からお願いします。

IV. 個別税制の現状と課題

1. 所得税

〔所得税の現状と課題〕

(安居) それでは、資料の説明を続けたいと思います。

資料⑮(資料編18頁)は所得税収の推移です。平成3年度の26.7兆円がピークで、ここから低下傾向にあります。最近では大体15兆円前後という状況です。この背景にありますのは、累次の政策的な減税があります。また、住民税への税源移譲を平成16年度から行っておりますので、それによっても税収が減ってきています。ピーク時に比べますと、今は半分近くまで下がっています。

資料⑯は、個人所得課税の税率の推移のイメージ図で、3段ありますが、中央が所得税で、下が個人住民税、それを組み合わせたものを上にお示ししています。

昭和60年ごろは、刻みがたくさんありまして、最高税率も70%、住民税と足しますと88%が最高税率という、非常にきつい累進構造でした。それが今はどんどん緩和されてきており、一番右にありますとおり、現在は住民税が一律フラットの税率になっておりますし、所得税も6段階、最高税率が40%で、所得税と個人住民税を足しても50%が最高税率になっています。それから、累進構造自体も相当緩和されてきており、中低所得者層については非常に軽い構造になっ

ています。

資料⑰は、実効税率とって、実際にどれぐらいの税負担となるのかを見たものです。夫婦2人の給与所得者について表したのですが、これも一目瞭然で、どんどん実効税率のカーブがフラット化して軽減されてきていることを見ていただけたと思います。

資料⑱は、個人所得課税の実効税率の国際比較です。ここでは、1,000万円ぐらいまでのところは諸外国に比べて日本は圧倒的に低いということが分かると思います。

資料⑲は、給与収入階級別の負担額を各国で比べたものです。為替レートで動くのですが、日本はどの階級でも個人所得課税の負担が低いことが分かります。

今日一番言いたいのは資料⑳で、所得税の限界税率ブラケット別の納税者の割合です。日本は、10%以下の税率の人が80%います。さらに中央の20%以下を合わせると、日本は96%の人がそのブラケットに入っています。今、日本の所得税がいかに中低所得者に対して優しいものになっているかを見ていただけたと思います。

結局、多くの人たちがこのブラケットに入っているのです、税収全体も上がらない構造になっています。こういう状況を考えたときに、一方でご承知のとおり、今は格差是正とか、所得の再分配機能をどうにかしなければいけないという議論がある中で、税率構造を含めた所得税の構造を一体どうしていくかを考えなければいけないと思われま

〔金融所得課税について〕

資料㉑は、金融所得課税の一体化のイメージです。先ほど戸谷先生からシャープ勧告のお話がありましたが、シャープ勧告で所得課税は基本的には総合課税で、すべての所得を総合して、そこに所得税率を掛けるのが基本的な考え方です。日本の所得税もまだその考え方によっているわけですが、世界の議論の流れは今はそうではなくて、金融所得は別に取り扱うべきとの議論が増えてい

そういう議論の影響も受けまして、今、日本でも金融所得は、上の段にあるとおり、利子と公社債のキャピタルゲインと株式の関係は全く別の課税方式になっているわけですが、そういう区別は取り払って、金融所得は一体化して、しかも、ほかの所得から分離して課税するという方向を目指してはどうかという議論が進んでいます。

〔給付付き税額控除について〕

資料⑳は、最近、所得税の関係で話題になっております給付付き税額控除の国際比較の資料です。給付付き税額控除とは一体何かというのは、実は明確に定義されていないのですが、一応「税制を活用した給付措置」と今のところ考えているところです。通常言われておりますのは、税制と社会保障や福祉を一体的に考える必要があり、税金を払える人には払ってもらい、低い所得の人はむしろそれを給付に切り替える、マイナスの所得税というようなイメージをしている人が多いと思われます。

外国では既に導入されているという話がよくあるわけですが、調べてみますと、諸外国の制度も本当に様々です。まず、1つは導入の目的、ないしは制度名でもよいのですが、この制度を一体何のために使うかということが各国で様々でありまして、アメリカでは勤労所得税額控除とあって、勤労に対するインセンティブのために使ったり、児童税額控除があります。イギリスも大体同じで、ドイツは児童、フランスは雇用が制度の目的となっています。

資料㉑のカナダは、GST クレジットとあって、導入の目的にも書いてあるように、低・中所得世帯の付加価値税負担の軽減、消費税の逆進性対策のために使っています。様々な目的がありますので、一体何のためにこういったものを仕組むのかというのをまずよく考えた上で制度の中身を議論する必要があります。

資料㉒に戻って給付の仕組みも実は様々で、アメリカは税額から控除して、控除しきれない額があると、これを給付しますという、いわゆ

る給付付き税額控除です。イギリスは、給付付き税額控除という名前ですが、税額からは控除しておりませんで、税金を全部納付させた上で別に全額給付をするという、少し前に日本でもやりました定額給付金と同じような仕組みで運営して、これを給付付き税額控除と呼んでいます。ドイツもやはり全額給付で税額から控除はしていません。

資料㉓は、オランダの資料で、給付の仕組みは、「算出税額と社会保険料の総額から上記合計を控除」すなわち、税額控除をするけれども、税額で控除をしきれない場合は社会保険料負担までは控除します、その先の給付は行いませんという仕組みをとっています。国によって様々なものがありますので、わが国において制度導入の議論をするに当たっても、まず、そもそも一体何のためにこれをやるのかということ、それから一体どういう仕組みを組んでやるのかということ冷静に議論しなければいけないだろうと思います。

そのときに、給付の話になってくるのであれば、給付政策との関係を考える必要があります。勤労税額控除も、失業保険との関係は一体どうするのか。児童手当のようなものについても、今度は様々な給付がありますので、児童手当もありますし、生活保護というものもありますし、そういった様々な給付措置との関係をよく考える必要があります。

資料㉔は、平成19年11月の政府税制調査会の答申から抜粋したものです。いわゆる給付付き税額控除についての議論が整理されています。

2. 法人税

〔法人税の現状と課題〕

資料㉕は、「近年の主な法人税制改正の動向」です。一番上が税率ですが、税率は最近あまり改正しておりませんで、むしろその下の課税ベース等に関して、減価償却制度を見直し、また、研究開発税制の改正等をしています。大まかに言うと、ここ10年ぐらいの法人税は、税率

を据え置いて、むしろ課税ベースのところを改正等することによってインセンティブを付与していくというのが全体的な動きでした。

実務的に見ますと、点線よりも下の部分が結構重要で、税制のインフラ整備で、最近企業法制や組織再編の分野で法整備が進んできているものですから、それに対応して税制も変えていくと必死になってやっているところで、何とか遅れずにいっているのかなとは思っております。産業界、経済界の方とも意見交換をしながら進めてきています。法人税制というところという両面があるということです。

資料⑳は、法人税率の推移で、昔は高かったのですが、最近はやや下がっています。

外国を見てもっと下がっているというのが現状で、特にヨーロッパを中心としてドイツやイギリス辺りは表面税率はかなり下がってきており、反射的に日本が比較的高い位置にあるというのはご指摘のとおりです。

資料㉑は、地方税を含めた「法人所得課税の実効税率の国際比較」です。アメリカに比べるとあまり変わらないようですが、ヨーロッパに比べると実効税率が高い状況になっています。

その一方で、法人の負担を考えると、法人所得の課税だけを見ればよいわけではなくて、社会保障負担も併せて見る必要があります。資料㉒は、少し古い昨年の7月のKPMG作成の資料ですが、各主要産業分野別で実際の法人所得課税と社会保険料の負担がどうなるのか調べたものです。社会保険料負担も含めて見ると、日本の法人の負担はそんなに高くもないとも思われます。低くはないのですが、ヨーロッパに比べて、そんなに高い感じもしません。

資料㉓は、より顕著に分かるのですが、社会保険料の事業主負担を対国民所得比で見ますと、ヨーロッパなどではこの形で負担を求めているところが結構ありまして、併せたところを見ると、日本はそんなに負担が高いという状況でもないと思います。

資料㉔の減価償却については、特に平成19年

改正でいろいろ努力をした結果、日本は今結構進んだ状況にあります。また、資料㉕は、国際比較で見ても減価償却は日本ではどんどんできるような状況になっています。ただ、この10年ぐらいを見ると、課税ベースで対応してきているというのが今の日本の法人課税の状況です。その一方で、先ほど常務からもお話がありましたとおり、税率が問題だということ、では課税ベースとの関係はどうしますかというのが、考えなければいけない話として出てくることになるわけです。

課税ベースの続きとして考えますと、資料㉖は、租税特別措置についての増減収の見込額を示しています。租税特別措置法に基づく措置はいろいろありますが、法人税関係のところは、約1兆円。増収措置もありますので、それを引きますと8,000億円ぐらいの減収となっています。

資料㉗は、もう少し詳しいものですが、法人税関係はR&D税制をはじめとして様々な特例がありまして、これも方向としては課税所得を調整していますので、今後これをどうしていくのかという議論になると思いますし、見直していく必要が出てくるのかもしれない。

〔国際課税の課題〕

資料㉘は、サミットの首脳宣言の資料です。4月のロンドンサミットでは、首脳宣言の文書でもタックス・ヘイブンの話などが取り上げられています。金融危機が顕在化した昨年秋以降、この金融危機の原因の1つとしてタックス・ヘイブンの存在等が議論になっておりまして、G20を中心に国際的な租税回避行為に対する取組が世界的な課題として挙げられてきております。これは、税に関する情報交換といった問題や制度・執行両面での国際課税の整備、或いは一方で企業の海外進出を税制面からどのように支援すればいいのかといった多面的な課題であろうかと思っておりますけれども、外国子会社合算税制や、移転価格税制などにつきまして今後とも実態に即した見直しをしていく必要があります。経済

界ともよく意見交換をさせていただきたいと思っております。

3. 消費税

資料④は、付加価値税の国際比較ですが、日本は5%で、一番低い国ということです。消費税は、景気変動に対して税収が安定しているといった点を考えますと、少子高齢化、グローバル化といった下で財政の安定財源確保、特に社会保障を中心として今後の財政需要を賄うためにはやはり大切な税目であると思っております。

4. 自動車関係諸税

資料⑤は、自動車関係諸税で、揮発油税等の税収の内訳がありますが、一番右の欄がいわゆる暫定税率部分で、国と地方併せて約2.5兆円あります。これをどうするかということについて、これから議論されることになるのだろうと思われまます。

資料⑥は、ガソリン価格の国際比較で、日本はそれほど高くありませんという資料です。

資料⑦は、石油関係税はエネルギー関係、ないしは環境関係の税でもあるわけで、一方で環境対策という意味で、地球温暖化対策税という言い方をしていますが、今後どのように考えていく必要があるのか議論されているわけです。

現状は、この中央に書いてある環境関連の税制については、全体を合わせて右側の表のGDP比で、日本は下から3番目の1.7%という状況です。現状でも北米よりは高いけれども欧州よりは低いという状況で、こういった状況を踏まえながら、今後環境関係の税制をどうしていくのかを議論していかなければいけないという状況にあります。

資料⑧は、その議論の参考になるのが欧州の動向で、いわゆる炭素税を導入しているという世界の流れも見ながら今後の対応を考えていく必要があると思われまます。

5. 相続税

資料⑨は、相続税についても負担が下がってきていることを示しています。ここでは詳しい説明は省略します。

6. 納税環境整備

資料⑩以降、納税環境整備として、基本的に納税者番号についての資料を入れております。金融所得課税の一体化や、給付付き税額控除などの検討とも関連して、所得の正確な把握を行って給付や負担をするという観点から、社会保障番号の検討とともに、納税者番号についても具体的な検討を進めることが課題になっています。

納税者番号について申し上げておかなければいけないことは1つでありまして、納税者番号というのは、端的に言えば、納税者に番号を付けて、税務署で情報の名寄せをするためのものです。よく納税者番号を入れると、いわゆるクロヨンが解決するといった話もありますが、税務署にある情報というのは限られていますので、納税者番号を入れればすべてが分かるようになるわけではありません。

納税者番号を入れてできるだけ効率的にすることは大切なことですが、一方で、きちんと資料を出してもらって制度を整えていくことも重要です。資料⑪を見ていただきますと、フローに関する情報はいろいろありますが、諸外国と見て最も違うのはストックの情報が日本の税務署は取れていないということです。この辺をどうにかしていけないと、本当の所得把握というのは難しいということをご理解いただければと思います。

(林) ありがとうございます。それでは、佐藤審議官、お願いします。

V. 個別地方税制の現状と課題

1. 地方税固有の問題

(佐藤) 地方税は国税と重複するところが非常に多い。安居さんにほとんどご説明いただいたので、私からは地方税の固有の問題について2つ3つ簡単に申し上げたいと思います。

〔自動車関係諸税〕

資料⑭(資料編71頁)ですが、旧道路特定財源で、今年のこの機会には、これから年末にかけて一般財源化を具体化していきますというお話を申し上げましたが、ご承知のとおり経緯で、一般財源化は実現しております。

地方税についてもいろいろ論点ありましたが、資料⑮-1、⑮-2にありますような大幅な制度改革を行って一般財源化を実現しました。その際に暫定税率が維持されておりますが、安居さんからお話がありましたように、民主党は暫定税率の廃止を公約しております。

資料⑭は、地方税の旧道路特定財源の現状です。括弧書きが暫定税率上乘せ分で、8,000億ちょっと地方分としてあります。今後の議論ですが、この税収入が失われる。今の状況では8,000億というのは非常に大きい数字ですので、どうやってこの穴を埋めるかというのが地方の大きな関心事項になるだろうと考えております。

21年度の税制改正で、冒頭申しましたように、自動車取得税について非常に大きな減税措置を講じました。グリーン化という視点に立って環境性能の良い優れた車について全額ないしは50%の軽減というような減税措置を講じたわけです。所期の効果が表れているようで、これはこれで良かったというように思っております(資料⑯-1)。

22年度ですが、自動車税については以前からグリーン化の特例があります。環境負荷の小さな車については自動車税25%、或いは50%軽減する一方で、環境負荷の大きな車については重

課するという税制をこれまでもとっております。この期限が今年度末でくるものですから、22年度以降、これをどうするかということが今年の1つ大きな課題になります。

〔そのほかの制度改正〕

そのほか制度改正としては、民主党のマニフェストに記載されたようなことが当然検討の俎上の上ってくるだろうと思います。子ども手当の創設に伴って配偶者控除や扶養控除を廃止することが言われております。或いは、しばらく前に廃止なり縮小しました老年者控除や公的年金等控除を復活することになっていきますので、これをどうするのか。それから中小企業の法人税率の引き下げなどもあります。それから租税特別措置の見直しということで、地方税についても相当の数があります。

これからどういう仕組みで検討がされていくかわかりませんが、年末に向けてこうした課題についての検討を進めることになろうかと思えます。

〔地方税の電子化〕

最後に税政の執行面で1つだけ申し上げます。資料⑯-1に地方税の電子化のことが書いてあります。地方税の電子化は、国税が先行して進められておりますが、地方税についても、今まで協議会を作って、地方団体が電子化を進めてきました。エル・タックスと呼んでおります。今まで芳しくなかったわけですが、昨年1年間で急速に加入が増えまして、都道府県はすべての都道府県が加入、それから市町村については約7割の団体が加入をしています。21年度内にすべての市町村が加入するようにしたいと考えております。その上で、特に企業にとってメリットがありますが、給与支払報告書の提出や法人二税などの電子申告ができるようになるということなのですが、実はこのサービスを提供しているのはまだ300団体くらいしかありません。従って、全団体の加入を進めるとともに、こうした事務量の大きなものについてのサービスが提供できるようにしていきたい、大幅に拡

大したいと考えております。これは地方税電子化協議会という団体を作って地方団体が自主的に進めるという建前でやっておりますが、われわれとしても最大限の努力をしていきたいと考えております。

(林) ありがとうございます。 それでは、中森常務お願いいたします。

(中森) 私の方から、まず法人税について3つ4つ申し述べたいと思います。

2. 法人税について

〔企業活力を強化する法人税制の構築〕

1つ目は、先ほど総論のときにも申し上げましたように、企業活力を強化する法人税制の構築ということです。特に、いわゆる課税対象物件等についてはいろいろご工夫されているわけですが、19年度税制改正で見直された減価償却制度というのは他国に見劣りしないレベルまできたと評価される所です。さらに競争力に打ち勝つべく、少し各論の話になりますが、特に日進月歩で革新されるような機械装置というと、生産効率の良いような機械装置に置き換えるという企業が多いかと思うのですが、そのようなものについて置き換えのインターバルも短くなると思いますので、耐用年数の見直しなどさらなる検討を進められたらどうかというように考えます。

これまた企業活力を強化する税制で、先ほど総論のときにも申しましたように、技術立国日本というのを再度振り返っていただいて、研究開発、技術革新、或いは投資という面でモチベーションが上がるような税制というのを法人税でぜひ考える必要があります。

〔法人実効税率の見直し〕

もう1つは、法人税の実効税率の件ですが、これは安居課長から先ほどもグラフでヨーロッパ等々においては、そう見劣りしないというお話がありました。アジアでの競争という観点

から、特に、社会保険料を含む企業の実質負担で、法人税率もアジアでは少し高め、社会保険料を含んでどうかというのは先ほどの資料ではありませんでしたが、その辺、生産拠点をアジアへ持っていくという流れの中で一工夫要るのではないかと感じております。

〔国際会計基準への統一化と法人税制〕

それと法人税関係の3点目ですが、これは租研レベルでも今検討されていますが、いわゆる企業会計基準の国際会計基準への統一化と法人税制の問題というのを今どのような形でとらえられているのか、わかる範囲でお教えいただきたい。すなわち、国際会計基準への統一化ということになりましたら、今まで以上に会計と税務の乖離というのが少し広がってこようかと思しますので、その辺をどのような形で調整、或いは調整されない方がよいのか。ご見解を承りたい。

〔連結グループ間の寄付金等の問題〕

あと1つ、連結納税制度等でいろいろ改善していただいているわけですが、少し各論になりますが、ダイナミックなグループ事業を展開するためにも、現在議論されているようですが、連結グループ間の寄付金の損金算入、或いは益金の不算入等を積極的に検討していただいて、ダイナミックなグループ事業展開が可能なような制度が必要ではないかと思っておりますが、この辺について何かありましたら。

3. 地方税

〔法人事業税〕

地方税は先ほど佐藤審議官から法人課税の依存割合というのを少し考察する必要があるのではないかとのお話もありましたが、特に法人事業税についてですが、応益課税という観点からすれば、16年度の改正で外形標準課税が一部導入されましたが、課税法人を資本金1億円超とされたのが現状ですが、行政サービスを受益している法人の応分の負担が必ずしも公平とは言いきれないわけですが、その辺の問題と、特

定業種に適用されている収入金課税についても公平という観点で、いろいろ経緯、意味合いはあるでしょうけれども、どうかなというように感じています。

〔土地取引の活性化〕

最後に、地方税の観点で、これは税制という面ではないのですが、経済の活性化というのは大事だと思うところですが、経済の活性化の1つの基盤の要件として、よく日本列島改造のときなど議論されましたが、土地取引の活性化というのは経済活性化、産業活動の活性化の1つの基盤整備の要件だと思うのですが、その辺の土地取引活性化のためにいろいろな不動産取得税の減税などされていますが、例えば企業生産施設を造ったときの固定資産税を何年間か猶予するとか。これは思い付きで恐縮ですが、所有権を取らなくても事業用定借で生産設備に供した場合は、税制上、土地所有者に恩典を与えるとか、土地取引活性化のための地方税制で何か妙案はないものか、それで経済活性化につなげたらというように感じておりますが、いかがでしょうか。

(林) ありがとうございます。では、戸谷さん。

(戸谷) 各論部分につきまして3点ほど申し上げたいと思います。

4. 所得税

まずは所得税です。所得税にはいろいろな問題がありますが、とりわけ日本の所得税の大きな問題の1つは、給与所得控除が大きすぎるのではないかという疑問です。例えば授業で学生諸君に尋ねます。君たちが卒業して就職し、初任給が例えば300万円としましょう。そうすると給与所得控除は108万円と計算されます。その108万円が多いか少ないか。給与所得控除とは基本的にはサラリーマンが収入を得るための費用ですね。社会に出て仕事をするためには背

広も買うだろう、ネクタイも買うだろう、散髪にも行くだろう。いろいろ費用がかかります。しかし、正直言って108万円も要るだろうか。要らないのではないか。或いは、仮に初年度要ったとしても、来年またその背広を着ることはできます。

こういうことを授業でしゃべっていると、やはりサラリーマンの費用であるところの給与所得控除は大きすぎるということになってきます。そしてそのしわ寄せが所得税構造全体を歪めているのではないかというように私は考えます。

ただ、給与所得控除を下げるというと、これはほとんど全員が増税になって、かつてのサラリーマン増税という大バッシングの時代に逆戻りするかもしれない。だけれども、これもシャープ勧告の有名な言葉「みんなが嫌がる税金は良い税金だ」があります。給与所得控除について少しご意見をお伺いしたいと思います。

5. 法人税の税負担

第2点として、これも先ほどから何度も出ていますが、法人税の税負担をどう考えるかということ問題が残っていると思います。法人税改革については、組織再編や連結納税や減価償却、会計基準など課税ベースの改革の議論は盛んですが、税率をどうするかという、そのことに対しては、誰もあまり何も言わない。租研は引き下げを要望されていますが、ものすごく極端に言いますと、法人税を上げろという議論はほとんど聞こえてきません。消費者団体でさえも最近はやっていないのではないかと。私は寡聞にして知りません。

しかし逆に、法人税率を下げたら、本当に設備投資が上がる、或いは景気が良くなるのかということに対する疑問も払拭できません。これは研究者のレベルで、いろいろな研究がなされています。例えば林先生のお弟子さんなども、法人税率と設備投資の関係を研究されているのですが、どうもはっきりとは出てこない。下げれば景気は良くなるという、それほど簡単なも

のではないだろうということになっています。そういう意味では、法人税の負担をどうするかという議論が少し残っていると考えます。

6. 事業税の問題

第3点としましては、やはり事業税の問題があると思います。平成17年、事業税の中に一部外形標準課税が導入されました。これはシャープ勧告の悲願です。シャープさんは、昭和24年「勧告」の中で、府県の税制は企業課税それも外形標準課税でやりなさいと言いました。当時は外形標準課税という言葉は使っていませんが、内容としては同じです。

ところが日本の国内では大もめして結局見送られた。そのためにシャープは翌年またやってきて、また言うのですが、それでも混乱して、やはり外形標準課税は入らず、現在の所得ベースの事業税が導入されるわけです。それがずっと続いていて、ようやく平成17年から外形標準課税が一部導入されました。ただし、これも資本金1億円超の企業に対して付加価値割0.48%という非常に低い、たった0.48%というぐらいの税率です。それでよいのだろうか。もう一つ、今回は資本割0.2%が外形標準課税の中に入っております。シャープ先生は資本金にかけろとは言わなかったのですが、いつの間にか資本割が入ってしまった。この事業税の外形標準課税は、簡単に言いますと非常に中途半端なままになっているのではないかと考えております。今後の方向についてご意見をお伺いしたいと思います。以上です。

(林) ありがとうございます。かなり具体的な税制改正の話にまで入っております。ちょっとお答えにくいところもあるかもしれませんが、可能な限りお願いをいたします。

〔法人税の今後の方向性〕

(安居) それではまず、中森常務からの法人税関係のお話と、戸谷先生の2番目の論点に関

連して、まず、現時点で思っております法人税の今後の方向性というのは、やはり法人税の税率は引き下げていくのだろうとは思っているわけですが、ただ、引き下げるときに、ただ引き下げて済むのかということ、それはまた今の財政状況では難しいと思います。今まででよくあるのは、課税ベースを広げ、そこで財源を生み出して、その分で全体の税率は下げるという方向です。現にヨーロッパの最近の表面税率の引下げというのは基本的には課税ベースを広げることによって財源を生み出して税率を引き下げる、ネットで増税しているところもあるのですが、そういう方向を考えていくのかもしれませんが。

ただ、一方で、先ほども申し上げましたとおり、この10年ぐらいを振り返ってみると、日本はむしろ税率で調整するよりも、課税ベースで集中的にR&Dは優遇するとか、分野を決めて課税ベースで調整をしてインセンティブを付与してきたというのが法人税の歴史なので、こうした流れを転換して、法人税率一般の引下げをするのかは多分大きな決断になってきます。もちろん両方できればよいのですが、両方やると法人税の税収が厳しくなりますので、そういうわけにはいかないと思います。

そのときに、戸谷先生がおっしゃったとおり、では税率を引き下げて本当に効果があるのですかと言われると、それはなかなか難しいです。多分実証も難しいと思います。その一方で、中森常務がおっしゃったとおり、アジアとの関係があるのではないかという議論がもちろんあって、それは考えていかなければいけないと思っています。

要すれば、これには2つの問題、1つは、今までのやってきたポリシーを大きく転換するという決断をどうするかという問題と、仮にそうするとしたときに、課税ベースの拡大について、一体具体的にどうするのか、例えばR&D税制を本当にやめてしまえるのかという問題があるわけですが、これは大変難しい問題で、むしろ「皆さんどうしたいのですか。」という問い掛けに



もなるのかもしれませんが、そこを考えていかなければならないのだろと思っています。

それから、税というのは企業活動にとってすごく大切なことだと思いますが、アジアとの関係でいうと、税が安いからアジアにみんな行っているわけではないと思いますので、その辺もいろいろな要素を考えながら判断していく必要はあるだろうと思っています。

〔企業会計の国際化と税制〕

中森常務からいただいた話で、企業会計の関係と国際会計基準 IFRS の関係ですが、これは多分私よりも皆さんの方が動きはご存じなのかもしれませんが、日本の基準も IFRS の方とコンバージェンスしていこうということで今どんどん動いておりまして、われわれも今一生懸命勉強しているところです。企業会計が IFRS の方に動いていったときに、一体税務会計をどうしたらよいか。これも多分大規模な企業で国際会計基準をそのままできるようなところは、いわゆる確定決算主義をそのまま維持した方が楽なのかもしれませんし、では中小企業はどうするのだという議論もあるかもしれません。な

かなかはっきりしたお答えは申し上げられませんが、日本の企業会計自体が一体どうなるのかをよく勉強して見極めながら、一体どこまでそれについていったらよいか。これはついていくことにもコストがあるし、ついていかないことにもコストがありますので、どうしたらよいかをしっかりと考えていきたいと思っています。これは別に我々が勝手に決める話ではなくて、皆さんの意見をよく伺っていかなければいけないというように思っております。

〔グループ税制〕

それから中森常務からグループ税制の話がありました。グループ税制については経済産業省と一緒に勉強会などをしておりまして、その詳しい中身は財務省のホームページにありますので、御参照いただければと思います。

〔今後の税制改正〕

今後の税制改正について、政権交代によりどのように変わるのか、我々にもよく分かりません。この時点で見通しを申し上げることはできません。

〔所得税の給与所得控除〕

最後に、戸谷先生の最初の所得税の給与所得控除が大きすぎるのではないかというお話ですが、そのとおりだと思います。これはご承知のとおり、実額控除との選択もあって、実額控除することはできるわけですが、通常のサラリーマンが控除できるような額をはるかに超えた給与所得控除になっていますので、これは説明としては、いろいろな他の事業所得などとのバランスも考えて決められた基準ですが、常識的な費用ということとの関係からすると明らかに高くなっています。それから先ほども説明したとおり、日本の低所得者層の税負担を引き下げている原因の1つでもあるわけです。ですから、税率の問題も併せて所得税を一体どうしていくのかというのは、多分様々な要素を全部パッケージにして皆さんの決断を求めていくということになっていくのかなというように思います。

(林) では、佐藤審議官、お願いします。

〔法人事業税の外形標準課税〕

(佐藤) お二方から出た法人事業税の外形標準課税の問題です。これは導入時に非常に激しい議論があって導入されたものです。当初、総務省案は、もっと対象企業も広く外形部分も大きい提案でありましたが、反対が非常に強い中で、制度の導入を最優先とせざるを得ないということがありましたものですから、率直に言えば妥協したという面はあったと思います。そういうことから、ご指摘の点はもっともございまして、政府の税制調査会の答申においても外形部分の割合と対象法人を拡大する方向で検討すべきだと言われております。今後の検討課題というように認識しております。

地方税の体系を見直すという中で、法人課税の在り方について、ウエートを相対的に小さくするというところだけを申し上げましたが、ウエートを小さくすると同時に、法人課税自体を安定的なものにするということも1つの方策に

なるわけでありまして、そうした意味から外形標準課税の在り方についての検討ということとは併せて進めていきたいというように考えております。

〔土地取引活性化のための固定資産税や不動産取得税の特例〕

それから中森さんがおっしゃった、土地取引の活性化のための固定資産税や不動産取得税の特例という問題です。固定資産税は市町村税の4割を占める重要な基幹税となっております。現状、新築住宅の特例というのがありまして、1,000億円を超えるような減収になる特例なのです。これは住宅政策の観点から設けられておりますが、固定資産税の性格からいいますと、あまり政策的な特例をこの中に導入したくないというのが基本的な考え方で、おっしゃったような趣旨での導入、特例の創設というものについては、われわれは慎重に考えざるを得ないと思っています。

不動産取得税ですが、これは従来から土地の流動化とか有効利用を促進しようという観点からの特例措置が設けられております。税率は4%のところを基本的に3%に引き下げておりますし、宅地評価土地については課税標準を2分の1にする特例というのも設けておりまして、いずれも期限がききましたものを21年度制度改正で3年間延長しております。これも数千億円の減収規模になる特例です。一応おっしゃったような主旨についてはこれで対応できているのではないかというように考えております。以上です。

(林) こういう時期であるにも拘らず、佐藤さん、安居さんからは、かなり掘り下げた貴重なお話を伺えたのではないかと思います。ただ、先ほどの法人税の税率引き下げと課税ベースの拡大をセットで行うといった問題も、実は本当に課税ベースを拡大する余地があるのかとか、拡大するのだったら租税特別措置をさわるしか手がないのではないかという意見もあります。

それから、会計基準と税法との間の乖離も意見が随分分かれているというように思っております。非常に悩ましい、今後解決していかねばならない問題だろうと思います。

そういう意味で、本日出された論点の中には、租研アンケートでも意見が分かれている部分が結構あります。今後、それぞれ意見のコンバー

ジェンスを行っていくことが求められているのではないかと思っております。

それから中森常務、戸谷教授からは民間の討論者として非常に重要なお指摘をいただいたと思います。2時間、ご清聴ありがとうございました。

信託税制の過去と未来

～19年改正の位置づけと今後の展望

神戸大学大学院法学研究科教授

佐藤 英明

はじめに

さて、本日は、「信託税制の過去と未来～19年改正の位置づけと今後の展望」という題で、若干のお話をいたします。既によくご承知のように、平成19年に日本の信託税制は非常に大きく変わりました。その直接の端緒が、新信託法が制定され、施行されることにあったことは間違いないわけです。すなわち、旧信託法、われわれが信託法としてなじんでいた漢字片仮名交じりの大正11年法律62号ですが、これが平成18年法律108号に全く新しく変わったということです。1922年の立法から84年ぶりの新信託法の制定でありました。この新信託法によって、1922年当時の極めて規制的な、と申しましょうか、下級金融機関の規制を主要な目的の1つとしていた信託法は、そのくびきを解かれるということになります。

そして、この新信託法には、私の承知している限りでは2つの大きな期待が寄せられていたといえようと思います。

1つは、新たなビジネス・ツールの供給です。例えば信託の本体部分で考えても、担保権の信託、セキュリティ・トラストと言われるよう



なもの。或いは債務の引き受けが信託の設定時にできるとされたことから、それが事業の信託＝ビジネス・トラストができるようになったと理解をされていることもご承知のとおりです。このことは、自己信託とか信託宣言と言われていたもの——これは委託者が自分の財産を他人を受益者とし、自分は受託者として持っているという法律関係をつくり出すということです——こういう自己信託が新信託法で許されるということになったことから、いわば法人が自分の事業の一部を信託として切り出し、そして、そのまま自分で事業を保持しておくことができるという可能性を開いたものとしても理解をされてきました。

別の例としては、新法の下では1年間に限ってですが、受託者自身がすべて受益権を持っていることができることとされました。当初の信託設定時には、受託者が受益者を兼ねていて、様子を見ながらその受益権を市場に売り出していくことができるという仕組みが新たに取り入れられた、或いはできるということが明確になったわけです。他の例としては、新しい信託の制度として、受益証券を発行する信託、これが新たに規定としてつくられました。また、限定責任の信託、有限責任の信託というものもつくることができるようになりました。これによって有限責任の信託が可能とされ、それを用いたビジネスの展開が新たにできるようになりました。このような様々の新たなビジネス・ツールが供給されるというのが、新信託法に対する1つ目の期待であったと思います。

2つ目は、高齢社会における個人資産管理のためのツールの供給です。高齢社会になって、「比較的大きな資産を高齢者（個人）が持っている」という状態が生じています。そこで、そういう個人資産をできるだけ柔軟に管理をしたいという希望が生じてきたと考えることができます。

例えば、生きている間にある財産を誰かのために使いたいということになると、贈与という形であるものを人にやってしまう。或いは、死ぬときに遺言という形で誰かに相続をさせる。そこまではこれまでの制度でできるわけですが、もう少し柔軟に財産を使うことはできないだろうか。例えば、自分が亡くなった後、最初はこの財産は自分の妻に使わせたい。しかし、妻が死んだ後は、妻の相続人ではなくて自分の子供だけにあげたい、或いは妻が死んだ後はその財産を国にお返ししよう、そういう希望をどうやってかなえるかという、これはやはり信託を使うというのが適切である、というよりも、恐らく信託を使うという方法しかないだろうと思います。

そういう期待に応える制度として遺言代用の

信託、例えば委託者の死亡時に初めて受益権が動き始めるという信託の制度や、跡継ぎ遺贈型と呼ばれますが、まずは妻を受益者とし、彼女の死亡後の受益者は子、或いは別人という形の連続した指定をするような信託の設定が明文で可能とされました。また、受益者の指定権・変更権という権限をてこにして、自分が死んだ後の利益状況に応じて人に受益をさせる仕組みも新法下では可能です。さらには、旧法下ではできないと言われていた受益者の定めのない信託というのも今回つくられました。「目的信託」と普通呼ばれますが、公益目的でもないが具体的な受益者もないというような信託をつくることができるようになりました。この例としては、よくペット信託というものが話題になります。自分が死んだ後、コリーの〇〇ちゃんをちゃんと育ててほしいみたいな信託です。それにとどまらず、公益とまではいえない趣味の世界を共有する人々に一定の受益をさせたいという信託も十分に可能になったと思います。

新信託法には、こういう2つのツールの供給源としての期待があります。

もちろん、1990年代の終わりから2000年代にかけての世界的な信託法の改正・立法の潮流というものも、当然、意識されていたと思います。EUが1999年、アメリカとイギリスがそれぞれ2000年、2001年には中国が信託法の立法をしましたので、そういう世界の最新型の信託法の中で、わが国の1922年法というのはいかにも古く、新しい信託法をもって日本の法制度を世界水準に引き上げようという考えがあったということは恐らく間違いないと思います。

そこから出てまいりますのが、信託の「多様化」「柔軟化」、もう1つ言えば「明確化」だと思っています。このように、通常、「多様化」「柔軟化」といわれているような変化が信託について生じ、それに対応して、そのような状況に堪える課税制度をつくり上げる必要が生じてきたというのが、平成19年改正が直面していた状況だったと申し上げてよいでしょう。

このように19年の信託税制の改正は、18年の信託法改正と密接不可分に結び付いていると考えるべきですので、税制の側から言えば、常に新信託法の内容と照らし合わせながら考えていく必要があるということは、ぜひ理解しておくべき点であると思います。

1点だけ、新信託法で「例えば」という規定を挙げるならば、新信託法の13条に、会計の原則というものがあります。これは旧法に全くない規定です。ここにいらっしゃる皆さんには全然不思議ではない規定だと思えますが、新信託法は、「信託の会計は一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。」という条文をわざわざ置いたわけでありまして、信託はこれから多様化・柔軟化していき、そして、その課税関係を考えるというときに、公正妥当な会計慣行の採用を新信託法がうたっているということは非常に重要なポイントであろうと思います。

I. 平成19年改正の概観～何が変わったのか

1. 概観

こういう信託法をバックにして作られた現行法の姿を、まず概観しておきたいと思います。所得課税と資産課税に絞って申し上げます。

〔所得課税：旧法〕

旧法では本文信託、いわゆる個別的な信託の収益については特定した受益者のものとして課税するというのが大原則でした。

そういう信託で受益者が不存在、或いは不特定であるという場合は、委託者のものとして課税するというのが第2番目の考え方であり、そういう個別の信託でないものについては、投資信託等の但書信託と呼ばれていたものですが、これは収益の分配時にだけ課税をされるという仕組みでした。

これらの制度は所得税法、法人税法にあった

わけですが、さらに法人税法上、平成12年の改正で特定信託という考え方をつくりました。これはSPC（特定目的会社）など同様の特定信託（特定目的信託など）については、法人格を持たないにもかかわらず法人課税をするというものです。他方で、一定要件下で利益分配を損金算入するという導管的な特別措置を「合わせ一本」で特別措置法につくって、税制の姿としては、法人課税を前提としつつも実際には導管的に動くという形になっていたことは、ご承知のとおりです。

〔所得課税：新法〕

次に、新法です。まず旧法で本文信託の特定した受益者がいた場合に対応するパターンとして、「受益者等課税信託」という考え方が出てまいりました。この受益者等課税信託の収益は、受益者としての権利を現に有する受益者の収益として課税をすとし、旧法で明確でなかった資産、負債についても、これを明確にするという立法措置を取っております。

もう1つの可能性は、みなし受益者の課税でありまして、信託法上の受益者ではないけれども、一定のポジションを持っている者については、税法上のみなし受益者として受益者と同様の課税をしようという制度がつくられております。

旧法で、本文信託、すなわち個別の信託で、しかし、委託者の収益として課税されるような、受益者が不存在、或いは特定されていないという場合はどうなったかという、これはそういう信託を法人とみなして課税をするという形になっています。条文上は、「法人課税信託」という言葉が使われております。この、受益者不存在等の場合も法人課税信託の一つであり、その上で、租税回避に対する特例措置がかなり設けられています。これは主として資産課税に関するものです。

旧法でどういうふうになっていたか、或いはつくることが可能であったかどうかかわからないパターンのものが新たに新法でつくられていま

す。これが法人類似型の信託、或いは法人税回避型の信託とも言うべきものでありまして、詳しくは後でお話をしますが、先ほど出てまいりました事業信託がこの典型例であると申し上げてよいと思います。法人税法上の法人課税信託の1種です。

それから、平成12年改正でできた特定信託のようなパターン、これも法人課税信託の中に取り入れられ、法人税の課税対象になります。しかし、同時に旧法下と同じ導管的な特別措置が設けられている。つまり一定条件下で利益分配を損金算入できるという形になっていまして、従って、そのつくりは改正前と変わらないといえます。一時はやった言葉で言えば、ペイ・スルーの税制になっています。

ここで1つお断りを申し上げておきたいと思うのですが、法律上の法人課税信託というのは、この3種類全部でありまして、法人課税信託の定義（法人税法2条29号の2）のところにこれらが全部入っています。しかしながら、後で申し上げますように、最初の信託、すなわち本文信託で受益者不存在の場合の法人課税信託とそれ以外の2類型は違う課税類型であると考えてよいと思います。

法人課税信託のうち、法人類似型と「法人型+導管措置」というパターンの2種類については、受益者が存在します。そして、その受益者は株主等とみなして課税をするというのが原則になっていまして、いわば法人税の写し絵のような形で法人課税信託ができています。これに対して、受益者のいない信託を法人とするというのは、株主に当たる部分というのではないわけです。ぼつんと信託だけある。これは何かわからないが法人税の課税対象になっているというもので、税制上の扱いもかなり違います。

したがって、これは私の考え方であって一般的に言われているわけではありませんが、法人課税信託というのは、少なくとも2つに分けて考えるべきであると思います。1つは、「受益者不存在信託」であり、残りの2つを、私は試

みに「法人型課税信託」と呼ぶことにしております。最後のペイ・スルー型のを「導管法人型」というように名前を付けて分けてもよいのですが、法人税法上はこの2つにはそんなに差がありませんので、それほどの必要はないようにも思われます。このような考慮から、これ以降は、少なくとも法人課税との共通性が大きい「法人型課税信託」と、それから、法人課税信託の中でも特殊な「受益者不存在信託」を分けてお話をしたいと思っております。

最後は、旧法下の但書信託でありまして、これは集合的信託として実質的な中身は変わらずに存在しております。集合投資信託と退職年金投資信託がこれに含まれます。

〔資産課税〕

資産課税は、旧法下では、他益信託の場合、受益者は委託者から信託設定時に受益権を得たものとして課税されてきました。これは贈与等に当たりまして、贈与に当たる場合、それから、相続・遺贈・死因贈与に当たる場合等の仕分けはあるわけですが、個人の場合、そういう形で相続税か贈与税の対象になっていました。たとえ20年後に実際の受益が来るとしても設定時課税です。これは私の考えでは新法でも同じだと思いますが、そういうつくりになっていたわけでありまして、信託期間中の受益者の変更については実はかなり大きな問題を生じるつもりでした。

新法は、他益信託の設定時の受益者は委託者から受益権を得る（贈与等）ということは特に変更はありませんが、次の点に大きく変更があります。すなわち信託期間中の受益者の増減は、受益者間の受益権のやり取りとして課税をするというものです。後で条文を見ながらもう1回お話をしますが、これによって旧法下の問題のかなりの部分は片付くのではないかと思われませんが、しかし、他方では、新しい問題を生じています。この点については、本日のお話しの最後に取り上げたいと思います。

2. 個別の課税類型について

〔受益者等課税信託〕

最初は、本文信託の一番メインのパターンで受益者等課税信託です。所得税法13条に「信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。」とあります。法人税法にも同じ規定があります。

目新しいのは、ここでは受益者に「現に受益権を有するもの」という限定が付いているところであろうと思いますが、実はこの限定の意味はさして大きくはない。信託法上受益者でありながら受益権を有しないとされる場合というのがありますが、そういうものが除かれているにすぎないだろうと思います。

これはどういうことかということ、信託法上受益権というのは受益債権、すなわち、信託から経済的な受益をする権利と、それを確保するための権利——例えば受託者がけしからんことをしようとしているというので、それを差し止めるというものが典型になろうかと思いますが、そういう権利——の2つから成るとされておまして、受益者だが、保有している受益債権そのものは条件付きというパターンもあり得ます。例えば、受益者ではあるが、現実に受益できる（お金をもらえる）かどうかは、受託者の裁量による、というパターンがあり得るわけですが、そういう場合、受益債権に条件が付いていても、受益権を確保する権利は無条件で行使できるわけであり、従って、これは受益権を「現に有する」と考えてよいというのが私の理解です。そのため、条文のこの点は、それほど大きな問題ではないと思います。

みなし受益者というのは、信託を変更する権限を持っており、かつ、信託からの受益可能性

を持っている、そういう人物を税法上受益者とみなして課税をするというものです。これは経済的実質に着目したみなし受益者課税、つまり信託法上は受益者とはいえないけれども、租税法の目から見ると受益者と同じではないかといえるものをピックアップして課税をするというのだといえます。そして、みなし受益者が本来の受益者と並存するということに、新制度の注目すべきポイントがあると思います。

この受益者等課税信託の基本的な考え方は旧法と全く同じでありまして、「実質主義的な受益者課税」と考えていい。すなわち、法形式は彼のものでない収益等について、経済的実質はその者が有しているのと同じだということに着目しようする点がポイントであると申し上げてよいと思います。

〔受益者不存在信託〕

2つ目が受益者不存在信託です。旧法では、先ほど申し上げたように、こういう場合に委託者に課税するというようになっていたわけですが、この制度は非常に早くから批判をされています。金子宏先生の教科書を見ますと、実は昭和51年の初版からこの点についてはおかしいという指摘が書いてあります。「委託者が信託から全く受益をしない、また、信託に対して権限も持っていないという場合に、受益者がいないというだけで委託者に課税をするのはおかしい。こういう場合は信託自体に対して課税をしてはどうか。」という趣旨のことが書いてあるわけですが、30年たってやっとそれが実現したのが、この受益者不存在信託と言ってよいと思われます。

これは法人課税信託の中でも特殊な類型でありまして、法人課税信託は設定するときは法人の設立、終了するときは法人の解散として扱い、解散のときには清算課税というのが原則ですが、その部分がすっぱり抜けます。そして、受益者不存在信託の設定は法人への贈与、終了の場合は解散とするけれども課税繰延、という非常に変わったつくりになっていて、法人課税信託と

しての性質は、実は、信託期間中の収益に対して法人税が課されるという1点にとどまると申し上げて構わないと思います。その意味で、今後は、他の法人課税信託の類型とは、分けて議論する方が生産的であると私は考えております。

このタイプについては、受益者が存在していたものがなくなる、或いは、受益者がいないものから存在した形になるという、受益者の存否の変更が非常に大きな課税上の問題点になるということは間違いありません。

この点について、資産課税に関しては非常に面倒な特則があります。その内容をここでいちいち全部申し上げるつもりはありませんが、このタイプの信託が租税回避に使われるのではないかという立法当局の非常に強い懸念がここで見られるわけです。例えば、Aという受益者が存在していたが、この人が亡くなる等の理由で受益者不存になった。その後数年して受益者Bが存在することになったという場合に、後のBという人がAか、或いはこの信託の委託者の親族である場合には、受益者が不存になるときに、個人贈与の課税をするというパターンになっていて、資産課税を抜けることがないような非常に細かい、しかし、重たい措置が定められているということだけコメントしておきたいと思います。

税制全体の問題からいうと、一体これはどういう税金なのだろうか。もっと端的に言えば、誰が課税をされているのかということが問題だと思います。このタイプの信託には受益者がいないわけですから、株主の存在しない法人のようなもの、ちょっと想像しにくいと思いますが、そういうものがぼんと存在をして税金がかかっているということです。したがって、かかるのは法人税だというときに、一体これは誰に対する課税なのかということを、税制論としてはもう少し詰めておく必要があると思われるところです。後でまた触れます。

〔法人型課税信託〕

法人型課税信託の純粹型は、法人類似型の信

託と法人税の回避に対処するタイプのものです。なぜこういう課税が要るかという、信託課税の原則は受益者等課税信託であって、いわゆるパス・スルーの課税です。間の信託に法人格はないわけです。そうすると、これを使えば一定の方法で法人税を逃げてしまうことができるのではないかということは誰でも考え付くわけです。そこで、そういうものについて法人税を課税しようという発想が登場してきます。

法人類似型の典型例として、先ほど申しました受益証券発行信託が考えられます。受益証券を発行して、それでお金を集めて、一定の事業信託をつくらうということを考えると、受益証券の場合、デフォルトの意思決定ルールは多数決になりますので、ある意味では法人と変わらないわけです。しかし、これが受益者等課税信託の形で課税を受けると法人税はかからない。すべて受益者だけに対する課税になります。実際にそういう課税が可能かどうかは別にして、理屈はそうなるはずですが、そうすると、法人と同じ経済実体を持っているのに法人課税が抜けるのはおかしいのではないかという議論は当然出てくるはずですが。

それから、法人税回避対処型です。最初に申しましたように、幾つかの部門を持っている企業がある事業を切り出すということを考えます。その部分を事業の信託として切り出した上で、受益権を自分の法人の株主に与えるというスキームを考えると、いわば分社して、その株式を今の株主に与えたのと同じつくりになり得るわけですが、それを信託という形でやると受益者等課税信託になるなら、やはり法人段階での課税が抜けてしまうことになります。そこで、これについても、法人と同じような経済実体を持つ信託がつけられるのなら、これは法人税の課税対象にすべきだという発想があり得るわけです。これが法人型課税信託の基本理念です。

この考え方下では、信託の設定は法人の設立、すなわち出資として扱い、期中は法人税の課税を行ない、終了は解散として扱って清算課

税をするというのが基本になります。期中の課税は、特に、「受託法人」というものを擬制して法人税の課税をすることになります。

この部分については、技術的には法人税の用語への読み替えという問題が今後非常に大きな問題になると思います。ここでは詳細は割愛しますが、問題の所在だけ指摘しておきたいと思います。例えば「同族法人」というのを信託にどうやって読み替えるかということは、形式論理上は難しくないのですが、実際にはそう簡単ではありません。というのは、信託法上複数の受益者がいる場合の受益者の意思決定のデフォルト・ルールは実は多数決ではありません。全員一致です。受益証券を発行していれば別ですが、受益証券を発行しない形で事業信託をつくっているという場合は、受益権を99%持っているでも「その信託を支配している」とはいえないというパターンが出てくるわけでありまして、うまく法人税の言葉に読み替えていくのはどうしたらいいかということは、組織再編などを考えると相当大きな問題になることは間違いありません。

法人型課税の2つ目の類型、これはSPCなどの特定目的信託等でありまして、法人型課税信託としては通常のものとは変わりありませんが、租税特別措置法上の導管型措置の適用がありますので、いわば形式的な法人課税信託です。本当にこれに法人課税をするというよりは、法人課税の形式を経て、ベイ・スルーの形で事業を行ってもらうことを考えているというパターンだと思います。本来は実質的に法人課税がなされないはずであるが、運営や事業上の目論見などに何か失敗があると、法人課税が生じてしまうというパターンです。

【集合的信託】

集合的信託は、従来の但書信託に対応します。これはまさに「誰のものでもない財産」をつくり出すという非常に変わったパターンです。というのは、集合的信託は、通常、形式的には受益者等課税信託にあたり、その場合は信託の収

益等は受益者のものとみなすと規定されていたわけですが、まず、これを明文で排除します。排除すると、では原則に戻って受託者のものになるかということ、法人税法でこれも排除します。そうすると、どこに行くかということどこにも行き先がないのです。従って、収益はいったん宙に浮いた形になって、それが直接受益者に対して配賦される形になるという、そういう極めて変わった形で課税をされます。それによって分配時にだけ課税をされることになります。このすぐ後でお話ししますが、大正12年にこの方法が考えつかれて以来、日本の税制はこれを使っているわけです。

では、同じように多数の人からお金を集めて財産を動かしていても、片方では法人課税信託の一種として法人課税を受ける可能性があり、片方では集合的信託として誰のものでもないというので、完全にそこは抜けて分配時のみの課税になるわけですから、ここの区別はどうなっているのかというのが税制を組み立てる上では非常に重要なポイントになるはず。このポイントの1つは、合理的な課税繰延の防止ができるか、にあります。現年で課税できない「たまり」の部分がつくられる可能性（課税繰延の可能性）があれば、これには法人型課税が必要とされる。そうではなくて、そこに課税繰延なく分配が行われるということが確保されていれば、あえて法人段階での課税をする必要まではない。こういう分岐があり得るわけです。

この点を端的に示しているのが法人型課税信託の対象になる受益証券発行信託と、その中で特定の要件を満たすことにより、集団投資信託としてこの集合的信託の扱いを受ける特定受益証券発行信託の区別です。後者の要件は計算期間が1年以下であることと、利益留保割合が2.5%以下であるということです。細かい要件を省くと、主要な要件はこの2つでありまして、1年以下の期間で分配を行い、しかも利益の97.5%以上を常に分配しないといけない、すなわち、そこには課税繰延の余地はないというこ

とが、もともと信託行為で決まっていれば、これは特定受益証券発行信託として法人型課税信託の対象とならない、という規定が存在するわけですが、これなどは合理的な課税繰延措置によって振り分けが行われていることを示す例だろうと思います。

ここから逆に考えていくと、従来、「但書信託」として当然のように法人課税を受けなかったものが、本当にこの分類でいいのだろうか。証券投資信託を含む数多くの投資信託がここに——私流に言えば——無批判に取り入れられているわけですが、本当に同じだけの合理的な課税繰延防止措置はあるのかということは、当然、今後考えていく必要のある問題だということになろうと思います。

【受益者の変更時の課税】

これまでとは話題が変わりますが、話を、受益者変更時の資産課税に移したいと思います。「受益者の変更」といっても具体的にイメージできないと思われる方がいらっしゃると思いますが、例えば一定の収益用の資産を信託し、その収益を自分の孫全員が等分して受け取るという信託を考えてみてください。これはあまり不合理ではありません。今、何人自分の孫がいるかということとはともかくとして、まだまだ長男も次男も若いだから孫ができるかもしれない。そうすると、今いる孫だけではなくて、みんなで分けてほしい。そこで、年金生活者としてこれは要らないという財産を「孫全員のため」に信託する、それだけの話です。まったく「租税回避」というような話ではありません。

この信託において、当初2人の孫がいたとするとその2人が設定時に課税をされます。ところが、もう1人孫が生まれると、従来の受益者は2分の1から持ち分が3分の1に減ります。そうすると、最初は例えば毎年150万円ずつ20年間もらえるはずというので現在価値を計算して課税をしていました。そうしたら5年目の終わりにいところが生まれたら、そこからあと15年間は毎年100万円の受益です、ということがあ

りうる。それだけではありません。そこで課税をし直したら、不幸にしていとこが死んでしまったので、また元に戻るということもあり得ます。

こういう信託の課税関係は、従来、非常に大変でした。他益信託は設定時に常に委託者から受益権を得るという形になっていましたから、なかなか合理的な課税は難しかったわけです。この点に大きく切り込んだのは新法の良いところです。

相続税法の9条の2の2項と3項を飛ばし読みしますと、2項が、「受益者等の存する信託について、新たに受益者等が存するに至った場合には（中略）信託の受益者等となる者は、受益者等であった者から贈与により取得」。それから、今度は3項で、「受益者等の存する信託について、一部の受益者等が存しなくなったという場合に、従来の受益者等である者が新たに利益を受けることになったときには」、ややこしいですが、この利益を受ける従来利益者は、当該利益を受益者であった者、つまり受益者でなくなる者からその利益を贈与によって取得したとみなすとされており、このような受益者の変更を、受益者間の贈与という形で解決しようとしているわけです。

図がわかりやすいかどうかわかりませんが、1つのものを押し合いへし合い持っている共有のようなイメージでとらえていただくと良いと思います（参考資料2頁（図1-1・図1-2）本誌351頁）。最初、受益者AとBの2人がいたところに、受益者Cが新たに出現した場合を考えます。図の1-2の方を見ていただくと、受益者増加の場合には、受益者Aが持っていた点線網掛け部分が受益者Cに行っています。そして、受益者Bが持っていた斜線の網掛け部分、これが受益者Cのものになっていて、その分Bが減っています。そうであれば、Aから点線部分、Bから斜線部分の贈与がCに行われたと見ることができます。逆に減るパターンでいうと、図を右から左に見てい

ただ、Cの持っていたものがそれぞれA、Bに贈与されたと考えられます。このように考えれば、受益者の変更の問題が解けるだろうというのが新法の発想であろうと思います。共有の発想ということは、必ずしも公に説明されているわけではありませんが、こういう形で理解をするのがわかりやすいと思います。

これが本当にうまくいくかどうかというのが、Ⅲのところでも議論の対象になるわけですが、一応こういう理解ができるだろうと思います。

Ⅱ. わが国の信託税制の由来 ～どこから来たのか

1. 受益者課税の沿革

こういう信託税制を平成19年につくったわけですが、ではこれは一体どういう由来でその税制が存在しているのかということを少し振り返ってみたいと思います。

〔実質主義的受益者課税〕

この受益者課税、受益者等課税信託の発想というのは、実は大正11年に登場して以来、平成19年まで一度も変わったことがないという意味で、日本の信託課税の大原則であろうと思います。これは信託法がつくり出した私法上の権利関係——この信託財産である収益用物件は私法上は受託者のものだという権利関係——とは異なる経済的実態——その収益用物件に帰属する利益はすべて受益者に渡されるという経済的実態——を認めて、そちらに着目して課税をするという考え方です。その考え方は平成19年以降に至っても日本の税制の基本だといえると思います。いわば、「実質主義的受益者課税」という考え方が、基本であるわけです。

2. 受益者不存在等の場合の課税の沿革

では、受益者等がないとき、すなわち不存在であるとか不特定であるという場合はどうか

かというと、これは少し変遷があります。大正11年法におきましては、この場合は受託者を受益者とみなして課税をする。そして、その課税の考え方は「代替課税」、すなわち本来は受益者が課税されるはずのものである、というつくりになっていました。違う言い方をすると、本来は受託者が課税される筋合いではないにもかかわらず、やむを得ず代わりに受託者に課税するという仕組みだということです。

そういう考え方だったことがどこからわかるかということ、例えば、この受益者とみなされた受託者への課税は受託者本人の所得とは合算しない。累進課税を適用する場合にも合算をしない。複数の信託の受託者である場合、これも信託ごとに所得等を計算して、それらの間を合算しない。そして、受託者が、所得税の納税義務を持たない者、当時の税法だと例えば公益法人がそうですが、そういう場合であっても受託者としての納税義務を負うという規定を大正11年法は持っているのです。これらはすべて今の目から見れば明らかですが、受託者に対する課税は代替課税だということを認識して、自覚してつくられているというわけです。このように、大正時代から日本の税制というのは既に技術的に非常に洗練されていたと言ってよいと思っております。

ところが、この考え方が昭和15年に変更になります。受益者等がない場合、或いは不特定な場合は、委託者を受益者とみなして課税をするという方法に変わるわけです。この考え方はその後19年改正に至るまでずっと引っ張って来ることになりまして、日本の受益者不存在等の課税といえば委託者課税だと思いがちなのはこのせいだろうと思います。しかも、これは代替課税ではありません。いわば、「実質主義的委託者課税」、代替課税ではなくて、まさにその収益等を委託者のものとして課税してしまうというやり方です。

なぜ、こういうやり方に変ったかということ、当時2つの理由が挙げられていまして、1つは、

受益者がいない場合は、そういう信託財産は委託者のものだと考える方が実情に沿う、そのような経済的実態を有している、という説明です。信託は存在しており、受託者に信託財産が渡されている。しかし、受益者がまだ不存在だという場合は、信託財産が実質的に委託者のものと変わらない経済実態があるのだという説明です。

もう1つが租税回避への対応です。これはちょっとややこしい話でありまして、15年法というのは、例えば不動産から生じる所得がある場合には、まずは不動産所得としての比例課税が行なわれ、これにプラスして、ほかの給与等の所得と合算して合計所得額が5,000円を超えるとさらに累進課税を受けるという2本立てになっていたのです。そうすると、例えば賃貸用の不動産を受益者不存在の信託として自分の外に切り出してしまうと、旧法のままでこれは受託者のものになってしまいます。しかし、実態は委託者が所有しているのと同じだということになると、この累進課税の関係でいうと、委託者に課税すべきものが課税できないという意味で、租税回避をされてしまう結果になり得るわけです。そこで代替課税ではない実質主義的委託者課税の制度になったわけです。

ご承知のようにこの制度はこのままずっと引っ張ってきて、すでにご紹介しましたように、昭和50年代からは重要な金子説の批判などもあったわけですが、平成19年に至ってようやく法人課税信託というカテゴリーを設けてここに入れるというつくりになりました。先ほど申し上げたように、この受益者不存在という状況だけ見れば、その信託収益は法人税の課税対象になるのだよというつくりになっているということになります。先に私が、受益者不存在信託について、一体誰が課税されているのだと申し上げた問題意識は、少しわかっていただけではないかと思えます。

受益者不存在または不特定の場合について大分お話ししましたが、ここで、こういう議論が決して机上の空論でない程度に、戦前の信託に

はいろいろな仕組みを持つものがあったということもお話ししておきたいと思います。紹介されているものの中にこんなものがありました。

- ・「関西の某商人（熱心な日蓮宗信者）が自分の死後、長く祖先の祭祀を維持するための信託」
- ・「往時の恩義に報いるため、その恩人の遺族の生活を安穩ならしめて、併せて、その子女に結婚資金を供する目的」の信託
- ・「亡児の最も縁故深かりし某学校校友会のある部の発達に寄与すると同時に、その亡児の名が永遠に記念せられることを希望する趣旨の下に設定された信託」

このように、結構いろいろな信託が戦前の昭和年代に用いられていたことはやや驚きです。日本の信託というのは、基本は委託者が自分の資産運用のためにやるものだ、ほとんど全部自益信託であって、だから、受益者不存在のような場合も含めて委託者課税が原則だという説明を、昭和の後半から恐らく平成の初めまで誰も疑わずにやっていたわけですが、本当にそうだったのかというと、どうも事実はそうではなくて、「個別信託といえば自益信託であり資産運用に限られる」という話になるのは実はかなり後年であり、それが特に目立つのは特金などが使われだしたかなり後のことではないかなと私は思っています。そうであるからこそ、委託者はいったん自分の外に信託として切り出した財産にまだ実質的ないろいろなコントロールを持っているというパターンを、税制は相当気にしたのだらうと思います。

申し忘れましたが、こういうさまざまな信託の中でも、委託者が受益者変更権を持っているというものが結構あります。「委託者は将来受託者の承諾を得て受益者を指定、又は変更することを得るものとする」という定型文言が契約に入っていて、現実には受益者がいても委託者が変更できるという強いコントロールですから、それがいなかったときのコントロールは推して知るべしで、委託者は信託ないし信託財産

に対して、相当に強いコントロールを持っていたのであろうと思います。

3. 集合的信託の課税の沿革

さて、集合的信託はどうなっているかという点、大正11年にはあらゆる信託について受益者課税でしたが、既に大正12年には「貸付信託」については銀行預金等と同じで、今流に言うと、源泉分離課税をしようという制度がつくられます。議員立法でありまして、貸付信託は銀行預金等と経済的に同じ実質、いわば信託預金というイメージであるとして、その経済的実質に着目すると銀行預金等と同じく分離課税とすべきだという立法が通りまして、貸付信託は例外となります。具体的には、預け入れと貸し付けのみ運用を限定された金銭信託を「貸付信託」と呼んで、これを区別するという制度をつくりました。

奇しくも、今年、2009年の9月に貸付信託は募集停止されるそうでありまして、新聞では1952年から57年で幕を下ろしたとしています。この1952年というのは戦後の貸付信託法の立法から数えているのだと思いますが、「いや、そうではなくて、大正12年からの86年の歴史だ」と私は言いたい気がいたします。その幕がようやく下りるとのことのようです。

大正15年には、税制に技術的な洗練が1つ加えられることとなります。というのは、預け入れに運用対象を限定すると申しますと、信託会社が現金を信託されて受託をして、それを銀行預金に預け入れて運用をします。そうすると、銀行預金から払い出しを受けるときに1回源泉課税をされて、それを貸付信託の収益として受益者に分配すると、そこでもう1回源泉課税をされるというのは二重課税だという指摘が、これは大正13年すぐから行われていたのですが、これが大正15年改正で、中身は詳しく申し上げませんが、今流に言うとグロス・アップと税額控除の形で二重課税排除をするという制度ができました。これを見ても、大正期の税制が非常

に洗練されていたということがわかります。この「二重課税排除方式」はずっとその後も使われ続けられるやり方です。

さて、その後昭和15年に大改正がありまして、「貸付信託」という運用対象に着目したのから、「合同運用信託」という運用手法に着目したのへと例外の切り分け方が変わりました。すなわち、原則となっている受益者課税の方式を使い難いのは、小口のたくさんの方がいるからであり、しかも受益権が転々譲渡されると受益者課税を直接には行ないにくい。そこにポイントがあるのであれば、何を例外にするかということ、合同で運用されるもの、これを区別すべきだと考えられたわけです。

さらにこの改正には、租税回避防止という観点も含まれていました。当時、貸付信託の形を取って、今流に言えば特定金銭信託ですが、そういう信託を使い、累進課税を回避するというをやっている人がいたようです。すなわち何々会社にどういう利率で、何を担保に取って、どれだけの期間を預けるかという、そこまで条件を決めておいて貸付信託にしてしまう。そうすると、この信託は運用を「貸付け」のみに限定されていますから「貸付信託」にあたり、源泉分離課税になって総合課税（累進課税）の対象にならない。こういう租税回避が可能なのは、運用対象に着目した立法の失敗であった、というような議論がなされていたわけですが、昭和15年にここが変わります。その結果できた当時の合同運用信託の定義は現行法とほとんど変わりありません。

このように、例外を作る着眼点を運用対象から運用手法に代えたわけですが、面白いことに、さらに、運用対象によって2種類に分けることも行なわれています。これは先ほど申し上げた総合所得課税との関係で分かれるのですが、貸付信託類似のものとしてそうでないものに分けるというやり方が同時に採用されています。これは実は現行法と同じパターンでありまして、運用手法によって課税方法の原則と例外を分けた上



で、さらに課税の中身は運用対象によって分ける。例えば、証券投資信託として例外的な課税方法の対象にした上で、公社債等にだけ投資するタイプのものでないタイプのものを、利子所得か配当所得かで分ける、あれと同じパターンで分けるという考え方が、実は昭和15年に成立します。

戦後、昭和26年に新たにできた証券投資信託をここに加えた後、但書信託というタイプのものがどんどん増えていくことになり、日本の信託といえば、普通はこの但書信託、集団的な投資信託であるといわれてきたことはご承知のとおりです。

この点については、平成19年法も基本的にはその骨格を変えていないということを先ほど申し上げました。以上のような経緯をみると、昭和15年から変わっていないと言っても過言ではないと思います。もちろん課税繰延の防止という近代的な観点が入ってくるのはもっと後になるわけです。

4. 特定目的信託等の課税の沿革

もうご承知のとおりですので省略したいと思います。平成12年に特定信託、そして、ペイ・スルーという考え方がつくられ、19年法は基本的にはそれをそのまま継承していると言ってよいと思われます。

5. 資産課税の沿革

資産課税については、やはり大正11年に最初にできるわけですが、このときが設定時課税、信託を設定したときに課税をするということであり、それは信託財産ではなくて、信託受益権の贈与として構成されています。この時点で既に信託財産と受益権というものをはっきり峻別して税制がつくられていました。これも極めて洗練された税制だと私は感心しているのですが、そういう税制としてつくられました。ただ、この当時は贈与が全て課税対象となるものではありません。推定家督相続人に対する贈与とか、分家を行うときの贈与だけが「準相続」として相続税の対象になるというやり方が採られていま

す。そこで、この「準相続」の要件を満たす他益信託の設定を同様に準相続として課税をしたというところからスタートします。

そして、どうもこの直後から悪用はされてきたようでありまして、当時ですから家督相続ですので、10年後の戸主を受益者とするというタイプの租税回避がすぐ出てくるわけです。これで自分（委託者）の相続財産から切り分けられてしまうので、いったん相続税を逃れたりすることができるということが問題となり、大正15年法で受益者不存在の場合にどうするかという規定が設けられました。それは、受託者を相続財産管理人として課税をするという、代替課税の仕組みでした。一応、委託者の直系卑属が受益者とされたものとみなすという規定をかませるのですが、それは、当時の相続税法は被相続人と相続人との親疎の度合いによって税率が違っていましたから、そこを決めないと税金のかけようがないので、そこは架空の人物を1人かませた上で受託者に代替課税をするという仕組みになっていました。

この後昭和13年法で、大正11年法の設定時課税を受益時課税に変更したと言われることが多いのですが、正確に言うと、昭和13年に、設定時課税が受益開始時の課税に変更されます。五月雨式に受益できる場合は、第1回目に全体に課税をするという意味で、受益開始時課税が正しいのですが、これは、設定時課税は不合理、かつ、執行困難であるという声に対応したものでした。すなわち、先ほどご紹介したように、他益信託をつくっても委託者が絶大なコントロールを持っているという場合には、受益権全部について受益者に課税したのでは不合理な場合も多いし、将来、委託者の意向で受益の内容が変わるかもしれないという信託をつくられると、課税当局としては設定時にこの受益権を幾らに評価するかというのは非常に難しい問題になるわけです。信託財産から受益権を区別したのは近代的だと申しましたが、同時に、今、抱えるのと同じ悩みを昭和10年代の課税当局は抱

えてしまうわけです。そこで課税時期を少なくとも受益開始時まで繰り下げるという税制は、非常に当時喜ばれたようです。

これを昭和22年法は設定時課税に再度変更してしまいます。そのときの理屈は、かなり調べたのですがはつきりしません。1つの考慮要素は、このときの贈与税が贈与者課税になったことです。よくアメリカ型といわれるパターンで、贈与をした方が贈与税を払う。そうすると、他益信託を設定したときは委託者が贈与税を払いますから、受益者が不存在、不特定であっても、とにかくこれだけの財産を他益信託したというだけで贈与者に税金を掛ければいいので非常にシンプルであるというのが1つの理由のようです。ただ、相続税については、もらった方（相続人や受遺者）課税のままです。そうなるのかなり大きな問題が出てきます。この場面では、技術的にはすごくややこしいのですが、ごく簡単に言うと、受託者への代替課税で切り抜けるということをやっています。例えば受益者が不存在の場合は、受託者を相続人とみなしていったん重く課税をするが、後で本来の相続人が受益者として出てきたときは、その人に合わせて税金を計算し直して還付をするとか、その間に相次相続が起ると、受託者が払った分は本来の相続人が払ったものとして計算するとかという調整規定をかなりたくさん置いていて、明らかにこれは代替課税としてつくられているということになります。

そういう税金があったところで、昭和25年法はわれわれがなじんでいる、贈与については受贈者に課税をするというやり方に原則の方を変えてしまうわけですが、設定時課税の方は受益時課税に戻りませんでした。これはなぜかわからないのですが、そっちはそのまま放置されたというのが現状でありまして、大卒のところは平成19年までこれを引っ張ってくることになるわけです。

6. まとめ～3つの視点

信託税制の変遷に関する以上のお話をまとめてみますと、ここからは3つぐらいのことが言えようかと思えます。

1つは、信託課税の原則というの、わが国において一貫して実質主義的な受益者課税であったということ、これは事実としていえると思えます。それを原則として、実質的受益者課税ですから、受益者に着目して、受益者の性質による例外を設けることになります。

例外のつくり方が2つ目の論点です。これには2つの場合があります。1つは、受益者不存在または不特定、すなわち——私流の表現で恐縮ですが——「受益者が少なく困る」場合です。原則通り受益者に課税をしたいのにないからどうしたらいいか、という場合に対して手を打たないといけない。もう1つ、今度は、受益者がやたらたくさんいて、それも受益権が転々譲渡されているという場合もうまく受益者課税ができないので、対応が必要になります。このように、受益者に着目して課税したいのだけれども、受益者がいない、或いは多すぎて手に負えないというときに、それぞれどういうふうに手を打つかということが話題になっているということがわかると思えます。そして、「多くて困る」ときの方は、合同運用の信託への課税として昭和15年以來、一定の手法が開発され、定着していると申し上げてよいと思えます。

それに対して、受益者が「少なく困る」という方についていうと、ぴったりのやり方というのなかなか見つかっていませんが、全体を通して言うならば、技術的な代替課税というのはだんだん用いられなくなってきた傾向があるということは申し上げてよいと思えます。代替課税という考え方をわが国はこれまでかなり使ってきたのだが、沿革的に、それが実質課税に取って代わられてきた、ということの流れとしては見ていただけると思えます。

3つ目は、課税当局は常に信託というのほど

うもうさんくさい、何か租税回避に使われるのではないか、という猜疑心を強く持っているということです。租税回避と信託、これは比較的に見ても常に問題になるところですが、わが国においても「信託・租税回避・対処措置」という三題噺は常に意識されてきたことが理解できるかと思えます。

Ⅲ. 残された問題～今後の改正に望まれる方向

1. 収益留保型信託税制の必要性

さて、信託税制について現在、過去とお話ししてきましたので、最後に眼を将来に向けてみましょう。信託税制の今後の課題についてです。平成19年改正で信託に関わる課税問題が全部片付いたのかというと、残念ながら決してそうではないと、私は考えております。相当に大きな問題を解決すると同時に、相当に大きな問題を残しているのではないかと考えております。その1つは、収益留保型信託の課税問題です。

収益留保型信託がどうして要るのだと思われる方もおられると思えます。特に、「信託というのは、大金持ちが租税回避に使うものだ」という目で見られると、信託を使うなんて、そんな複雑なことをしなくても、或いは人がしないようなことをしなくても別にいいのではないかという考え方はあると思うのです。ですが、どこにも租税法上のごまかしはないが、こういう場合はどうやって課税をするのがいいのかははっきりしないという例はかなりあると思えます。

収益留保型信託の具体例を考えてみましょう。パターンは幾つも考えられると思えます。例えば、信託財産の収益はある程度変動するが、受益者には一定額の現金を毎年払い出してやって欲しいとなると、多いときにはためておいて、不足するようなどときには留保分から出すような仕組みが考えられます。その目的としては、例えばこの受益者は極めて浪費家であって、一度

にたくさんのものをやると使ってしまうかもしれない。大体信託を使うというのは浪費者に警戒するパターンが戦前も多いのですが、そういうパターンは十分あり得ます。

或いは、この受益者は学費に当てるということを前提にこの受益をするとなると、今年は収益が悪かったので学費分がありませんというのは非常に困る。そうなる、収益の多い年は学費分だけしか払い出さないけれども、足りない年は留保分からも足して学費に足りるように受益させるということもあり得ます。

他の例としては、何人かの子供を受益者として順位を付けてお金を自分の死後も払いたい。第1順位は、その年に疾病・けが等で入院した場合の出費があったら、まずはその出費の補てんからやってほしいということもあるかもしれません。受益者全員が元気な年は「万が一」に備えて信託収益は留保しておくわけです。

これらの信託はどれもそんなにおかしな内容だと私は思いませんが、少なくともそういう柔軟な資産管理、特に自分の死んだ後も一定の財産管理をしたいという合理的な場合があることは、認めていただけるのではないのでしょうか。

それでは、〔事例1〕(参考資料3頁)を取り上げて、課税関係の問題点を考えてみましょう。この事例のポイントは以下の通りです。

Pは、遺言によって、個人Qを受益者とする信託をつくりました。信託期間はQの生存中です。信託期間中の収益は20%だけがQのものであって、残りは留保します。この期間中に別の個人Rが要件を満たす会社Sを設立した場合は、その会社も信託の受益者となります。こういう信託をつくったらどうなるか。この個人RとSはどんな関係でもかまいません。例えば、「今は何もしていないけれども、私の息子には、或いは娘には実は才能がある。あいつがこういう会社をつくって事業をやりたいというときのために財産を残してやろう。しかし、今のままぐうたらするのなら一銭たりともやらない」、こういうことだってあり得ます。Qは

そうすると配偶者ということになろうかと思えます。

こういう信託は現行法上は全く問題なくつくれますが、その場合の現行の課税には相当問題があります(参考資料4頁(図2-1))。所得税法施行令52条の4項には、受益者について「同項の信託の信託財産に属する(中略)その有する権利の内容に応じて有するものとし、財産に帰せられる収益及び費用の全部がそれぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて帰せられるものとする」と規定されており、ここに「全部が」という言葉があります。この言葉を基点にして、現行実務の考え方は、全部の収益が2人以上いる受益者のうち現存するQに課税される、つまり、信託に留保される部分、これは将来現れるかもしれないS社に課税されるべき部分であるわけですが、これについても現在いる受益者Qに課税をされるという考え方になっています。100の収益に対して、受益者Qは20だけを実際に得るわけですが、100に対して課税をされ、納税をしないとイケないというのが現行法の考え方といわれています。ほかの解釈もあり得るのかもしれませんが、恐らくこれが公定的な解釈だと思います。

次に、受益者が増えた、この例で言うと、S社ができたときにはどうなるでしょうか。すでにお話ししましたように、新しい受益者が出てくると、従来受益者から贈与を受けたというつくりになります。相続税法の9条の2の2項の「新たに受益者等が存するに至った場合は」という方は、3項と違って、従来の受益者がどういふ状況であるということは書いてありませんから、当該信託の受益者等となる者は、常に受益者等であった者から信託に関する利益を贈与により取得したということになって、QからSへの贈与として課税関係が決まるということになります。その後はQが受け取る収益とSが受け取る収益は信託収益について2対8で課税をされるということになります。この結果についていかがお考えでしょうか。

感覚的に見て、これはOKと考えられるのは、恐らく最後の収益課税だけではないかと私は思います。この課税関係の基礎となるストーリーはそんなにおかしきありません。まず、今年の収益については受益者が1人しかいないのだから、これが全部Qに対する課税とされます。そして、Qの課税済み利益がSに移転するのだからQからSへの贈与です。理屈はそれで通っているといえば通っているわけですが、この収益全部についてのQへの課税というのは、恐らく相当不合理であると思われます。というのは、Qはこの信託行為によって全体の20しか将来的にも受け取る可能性がないのに、100について課税をされ、納税をしないとイケないという立場に立たされているという点で不合理です。それ以外のパターンもありますが、ちょっと省略します。

それから、QからSへの贈与を擬制するところにも不合理があります。新法のこの部分の基本的な発想は共有のイメージだろうと申しましたが、共有というのは、共有者が何人かいたら所有権は余すところなく共有者が全員で押し合いへし合いをして分け持たれているというのが民法の基本的な考え方だと思います。これに対して、受益権は1人の現存受益者が全体を持っているとは限らないわけです。S社がいようとまいとQには影響がないにもかかわらず、Qからの贈与として構成されます。そのため、この例だと、個人から法人への贈与になりますので、みなし譲渡課税の対象になります。

これについてははっきり条文がありまして、所得税法67条の3の4項をご覧になると、信託に新たに受益者等が存するに至った場合において、受益者等となる者（法人）がいたというわけで、S社が法人です。受益者であった者が居住者、これはQ個人ですから、居住者です。となると、受益者等であった者Qから、当該新たな受益者等となる者Sに対する贈与による資産の移転というので、これは明らかに59条1項を

適用して課税をするための規定でありまして、Qは信託に従ってお金をもらっていたら、S社が新たに受益者になったので、さらにS社が得たものはあなたが贈与したのだから時価譲渡として課税をしますという課税が出てくる可能性があるということの意味しています。

或いはSの方が個人で、QがQ1、Q2、Q3と複数いるとお考えください。そうなると、個人SはQ1、Q2、Q3からの贈与ということになりますが、Q1、Q2、Q3の中に個人と法人が入り交じっていれば、法人からは一時所得、個人から合わせて贈与課税という話になって、これも実態をよく表しているわけではないと思われます。

また、別のパターンですが、Q、S間がどういう関係であれ、個人Qから個人Sに贈与があったということになると、贈与税の場合、贈与者は受贈者の贈与税について連帯納付義務を負います。つまり、Sが税金を払わないときはQに対して支払いの請求がなされるということでもあります。ほかにもありますが、今あげた問題点を見るだけでも、どうもSの登場をQからSへの贈与と考えるというのは、およそ実態に合っていないように思われます。その理由はなぜかということ、信託設定時には、いわばSの部分は空白部分でありQのものではない。それをQのものといったん擬制しておいて、さらに贈与を擬制するからおかしなことになるわけです。

こういう状態を一つ一つ解釈論で乗り越えるのは大変なことであり、乗り越えられないところは相当残ると思われます。むしろすっきりと立法で解決をすべきであろうというのが私の現在の考え方です。現時点では、**図2-2（参考資料4頁）**のように考えてはどうかと思っています。

第1に、信託に留保される部分は、信託に対して課税をします。法人格としては受託者が代替課税を受けることになります。今の法人課税信託のような形です。

第2に、受益者が新たに現れた場合は、故Pからの贈与という形で、Pはいませんので、代替課税としてTになるわけです。しかし、性質決定はPからの贈与と考えればいいではないか。Pが個人か、法人か、それから、現存受益者のQが個人か、法人かということは当然一致するとは限らないわけですが、そのQが得るものの実質はPからの贈与であって、それをTの法人格を借りて代替して納める、或いは課税関係を決定するというをやってはどうか。結局、QはこのS社が現れるということに関与しないわけですから、Qが関与していないということを表せるような形にすべきだと思います。

こういう立法をすることの利点は3つあって、1つは合理的な結果が得られると思われることです。

2つ目は、当事者の理解を得やすい、或いは当事者の意思に合致しやすいと思われることです。Sが登場する前のQにしてみれば、信託に留保される部分については自分が課税をされない。それから、Sが登場してきたときは、QにとってもSにとってもPが受益権をくれたのだと考える。これは当事者の理解に合致するであろうと思います。

そして、最後に、新信託法のつくりとしてもこの方がなじむということが挙げられます。これは技術的なことなので申しませんが、新信託法は、従来の信託法よりも委託者の関与を減らして、受益者に重きを置くつくりになっております。違う言い方をすると、委託者は信託関係から距離を取りやすいつくりになっているので、無理やり委託者を引っ張り込んで課税関係を考えるのは困難または不自然な場合が多く生じうるわけです。それよりも、必ず存在する受託者を結節点として、課税関係を構成するというには技術的な安定性というメリットも得られると考えられます。

このように考えて、本日申し上げたような考え方は十分成り立ち得るものだと、申し上げて

おきたいと思います。

2. 新たな「委託者課税信託」の必要性

19年改正後も残っている問題点の2つ目は、委託者課税の関係です。

従来の委託者課税信託というのは、受益者不存在のときの信託であって、その内容は非常に不合理であり得ました。それが19年改正により修正されて良かったということは確かです。しかしながら、そうすると、いわゆる委託者課税信託というものは存在しません。みなし受益者というのは、委託者がみなし受益者になり得ることは確かであり、なりやすいことも確かですが、それは委託者に絞られたものではありませんし、何よりも現存受益者と並存するものです。そうすると、委託者固有の課税の要求には対応していないわけです。この点を〔事例2〕(参考資料4頁)でご説明します。

この事例では、会社役員Aは所有する株式を信託財産として、子供のBを受益者としています。配当は100万円まで受益者B(子供)のものであり、残額は信託に留保します。信託はAの退職時に終了し、Aはその時の信託財産をすべて引き取ることとされています。この信託は、所得税の問題でいうと典型的な所得分割信託です。会社役員で所得が多く、累進税率の高いAが、自分が一定の配当を得て総合課税の対象になると高い累進税率で課税を受けるから、ほとんど所得のない子供に分割してしまうというパターンでありまして、所得課税から見ると相当に問題のある信託であり、所得分割がこのスキームでできることは間違いのないと思います。

このAがみなし受益者とされる可能性は非常に高いです。信託からの受益がもう信託行為に規定されていますので、コントロールの権限を明示的に手放しておかない限り、新信託法のデフォルト・ルールでAは変更権限を持つため、みなし受益者にはなります。しかし、みな

し受益者は本来受益者と並存して課税されるにとどまりますので、Aがみなし受益者とされても、やはり100万円部分がBに課税をされ、超える部分のみがAに課税をされるという結果になります。つまり、所得分割による租税回避そのものは成功してしまうということになります。従って、こういうタイプの委託者がコントロールと受益をもって、端的に言えば、所得分割を狙いとしているような信託については、アメリカのグラントー・トラスト型の新しい委託者課税信託の制度を整備しておく必要がこれからあるだろうということを2点目の指摘として申し上げておきたいと思います（なお、私流の「新しい委託者課税信託」の位置づけについては、資料1頁の図を参照してください）。

おわりに

最後に、今日のお話を振り返って、2点ほど、コメントを付け加えておきたいと思います。第1点は、われわれの税制は、沿革的に、代替課税という考え方を手放して、実質主義的な課税へと移ってきました。本来的には受益者に対する実質主義的な課税を第1とし、そして、平成19年改正までは実質主義的な委託者課税をやっていたわけです。受益者がいなければ委託者のものだという、そういう実質主義的な課税をしてきました。

19年改正で実質主義的な委託者課税をやめた後はどうなったかということ、1つはみなし受益者をつくって、法的に受益者ではないが、経済的な実質は受益者だというものに受益者課税を行なうこととした。もう1つは、信託に留保される部分についても、現存受益者に課税をしようとしている。全く受益者がいなければ法人課税信託になりますが、受益者が1人でもいれば、信託の収益等はすべてその人のものだという擬制をしようというわけであって、言い過ぎかもしれませんが、実質主義的受益者課税の擬制を拡大し、それによって問題解決を図ろうとして

いるのだとすら言えそうです。これが現状です。

これに対して、信託というのは、定型的に、収益等の経済的実質的な帰属先——これは受益者です——と法律的形式的な帰属先——これが受託者です——がずれるわけです。ずらすことが信託の法的目的ですから必ずずれるわけです。そういう「ずれ」が起こるものについては、技術的代替課税という考え方は実は有用であると考えられます。従って、もっと積極的に用いるべきだと思います。

その理由は3点あります。1つは、受益者の受益の在り方が複雑化していくことへの対応という観点です。受益権のあり方は、新信託法によってさらに複雑になり得ます。たとえば、裁量信託等が可能になりました。信託の「柔軟化」「多様化」と申しましたが、今日申し上げなかった裁量信託の問題があります。或いは、私はよく「斜め切り信託」と言うのですが、信託受益権がようかんを切るように比例的に切られているわけではなくて、受益権の間に優先劣後があるとか、収益受益権と元本受益権が分かれているとか、配当受領権と議決権行使の権限とが分かれているとか、いろいろな切り方ができるようになっています。このように受益の内容が複雑化していくと、受益者の「実質的受益」への課税の貫徹が必ず困難になっていきます。ようかんを切ったような受益であれば、これはあなたの分というのはわかりやすいわけです。従って、この1切れ分をあなたに課税をします、これがあなたの実質的な受益ですということが言えたわけですが、それが非常に難しくなります。実質的受益者課税の原則の危機です。

第2点として、先ほど新法下では委託者の関与は最低限でありうるということを申しました。それから、受益者が不存在ということもあり得ると申し上げました。この委託者と受益者の2つが、いわばぐらつく中で、常に法的存在として存在する受託者は、そうであるがゆえに結節点としての堅さがあります。信託収益課税であれ、信託財産に関する資産課税であれ、その結

節点としての法的存在であり、堅さを持っていて、従って、受託者への代替課税という仕組みには信頼性があるということが出来ます。

第3点は、受益者の代替と考える通常のパターンとは違いますが、委託者を代替する場面における当事者の意識との合致があらうと思えます。先ほどの〔事例1〕で言えば、新しく登場する受益者Sは一体誰からこの受益をもらったと考えるかといえば、それは委託者Pであり、決して、今まで存在してきた受益者Qではないはずです。そういう場合に委託者を代替する受託者という発想は、当事者の認識とも合致し、従って、理解を得られやすい。

この3点、実質主義の貫徹は困難になる、委託者は結節点としての信頼性がある、そして、当事者の信頼を得やすい、これらを考えると、これからの信託税制には代替課税という考え方ももっと使っているのではないか。代替課税という考え方は、違う言い方をすれば、より受託者をクローズアップする課税と申し上げてよいと思えますが、そう考えるといいのではないかと思います。これまでの課税は受益者がまず第1、そして、受益者がいなければ委託者という形で、できるだけ受託者に触れたくないという態度が見て取れます。それをようやく法人課税信託という形で大きな1歩を踏み出したわけです。そして、私は、さらにもう1歩ないし2、3歩を踏み出すべきであると考えております。

これはさらに進めれば、代替課税としての「信託自体課税」、すなわち、形式的な受託者課税の方が原則であり、それに例外が設けられるのだ、というように制度を設計し、読み解いていくという発想につながるかと思います。

つまり、そもそも信託自体に課税をしてよい、それが原則だと考えるわけです。そして、この原則に対する例外はどういう場合かという、2つパターンがあります。

1つは、代替課税を必要としないほど単純な作りである場合です。現行法の受益者等課税信託というのは、まさにそういう場合を考えて

います。この信託財産の全部を現存する受益者全員で保有しているという単純な擬制が最も合理的だという場合は、わざわざ代替課税を考える必要はないわけです。それから、最後に申しました、新しい意味での委託者課税、信託財産というのは、実は委託者の手から離れていないと見るべきだというパターン、これも代替課税という発想を必要としない、非常に単純な作りで対応できます。こういうものが信託自体課税、代替課税の例外になります。

第2の例外のパターンが、信託に対する課税が代替という実質を有しないパターンです。これは端的に法人類似型の法人課税信託、或いは証券投資信託型の集合信託、そういうパターンのものには代替課税という発想を入れる必要がないわけです。

これらの例外にあたる場合には単純な課税制度をつくっておいて、それ以外については、もっと受託者にポイントを当てる課税を考えてはどうだろうか。新しい税制というものをそういう形で考えていってはどうか。というのが私の考えです。

ただし、代替課税というのは、発想の問題であって、常に代替措置としての調整を必要とするというものではない。むしろ執行可能性を考慮した割り切りを常に考えられていいと思えます。

例えば受益者不存在信託について、現行法でこれは一体誰の課税だということを申しましたが、これを代替課税と考えることも十分可能です。代替課税であれば、過去の法人課税分を受益者に課税し直さなくていいのかという疑問があり得ると思えますが、これは昔、『信託と課税』という本で検討しましたように、代替課税であることを前提とした各種の調整が技術的に非常に困難になるという場合は、いわば「割り切り課税」もあっていいと思えます。それはどうということかと言うと、受益者不在信託を法人課税信託とするのは、本来は将来に登場する受益者に対する代替課税だが、いったん行なった

法人課税を受益者が登場した時点で精算して課税しなおすのはあまりに面倒だから、そうはしない——結果的に信託所得に対して法人税のみが課税されることになる——のだと考えるわけです。

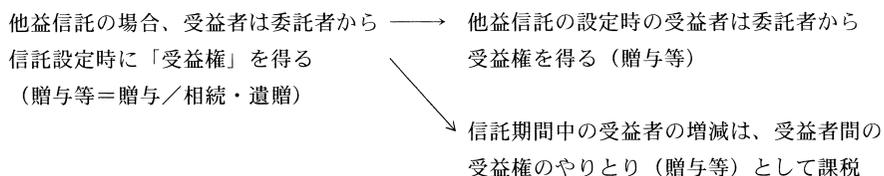
ただし、このように考えるならば、この課税は原則として個人所得税の代替であるから、税率は法人税率ではなくて個人税率の最高税率（比例税率）とする、というような形で、税制に一貫性を持たせることが必要とされます。信託留保収益についても同様の考え方をを用いることができると思います。このように、代替課税の有用性を強調しつつも、あくまでそれは考え方の問題であると申し上げておきたいと思いません。

コメントの第2点目として、新信託法の基本

コンセプトと税制は本当にうまく調和しているかということも見直す必要があります。すなわち新信託法の2つ目のニーズ対応、すなわち個人資産管理のための柔軟な信託の利用が新信託法の下では期待されているわけですが、それを税制が本当にバックアップしていくことができるか、むしろ租税回避の対処へ目が行きすぎて阻害する危険性があるのではないかという懸念を持たないでもありません。

今後、恐らく信託税制は動いていかざるを得ないと思いますが、その基本的なつくりのあり方と、それから新信託法との調和ということを将来の課題として挙げて、私のつたない報告の締めくくりとしたいと思います。

資産課税



(2) 個別の課税類型について

受益者等課税信託

- ・受益者は「現に受益権を有するもの」に限定
- ・みなし受益者＝信託変更権限（他人との合意を含む）
 - + 信託からの受益可能性（停止条件付でも要件を満たす）

受益者不在信託

- ・法人課税信託の中でも特殊な類型
- ・受益者が存在する信託との「行き来」が焦点
- ・性格づけの問題～将来存在する受益者の代替課税か

法人型課税信託

- ・法人課税信託の純粋型は、法人類似型と法人税回避対処型
- ・特定目的信託等は、形式的な「法人課税信託」が狙い（導管法人型信託）

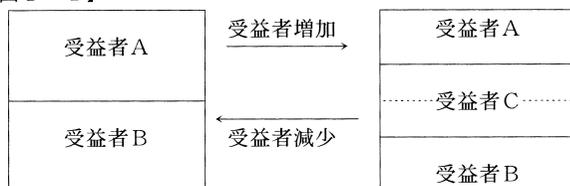
集会的信託

- ・従来の但書信託に対応
- ・法人型課税信託との区別～ポイントの一つは「合理的な課税繰延防止」

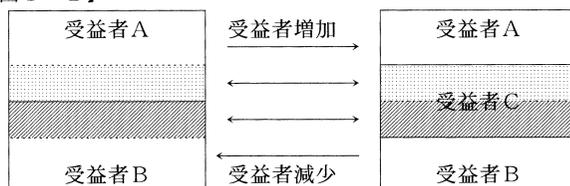
受益者の変更時の課税

- ・「設定時課税」の下での受益者増減の問題に対応
- ・「共有」の発想か

【図1-1】



【図1-2】



2. わが国の信託税制の由来～どこから来たのか

(1) 受益者課税の沿革

- ・大正11年改正で登場→その後、変更なし
「実質主義的受益者課税」

(2) 受益者不存在等の場合の課税の沿革

- ・大正11年法 受託者を受益者とみなした「代替課税」
- ・昭和15年法 委託者を受益者とみなした課税（実質主義的委託者課税）
- ・平成19年法 法人課税信託（受益者不存在信託）課税

(3) 集合的信託の課税の沿革

- ・大正12年法 「貸付信託」の例外（←運用対象に着目）
- ・昭和15年法 「合同運用信託」の例外（←運用手法に着目＋運用対象による判断）
- ・昭和26年法 「証券投資信託」を加えて但書信託へ
- ・平成19年法 集合的信託の例外

(4) 特定目的信託等の課税の沿革

- ・平成12年法 特定信託への法人課税と導管的特別措置
- ・平成19年法 法人課税信託（法人型課税信託）課税と導管的特別措置

(5) 資産課税の沿革

- ・大正11年法 設定時課税＋「準相続」にあたる贈与として扱う
- ・大正15年法 受益者不存在等の場合は受託者を相続財産管理人として課税（代替課税）
- ・昭和13年法 受益開始時課税に変更
- ・昭和22年法 設定時課税に変更（贈与者課税・相続税については受託者への代替課税あり）
- ・昭和25年法 受贈者課税へ

(6) まとめ～3つの視点

- ・信託課税の原則～実質的受益者課税
- ・受益者が少なく困るとき（不存在・不特定）、多く困るとき（合同運用等）
- ・租税回避に利用されることへの警戒

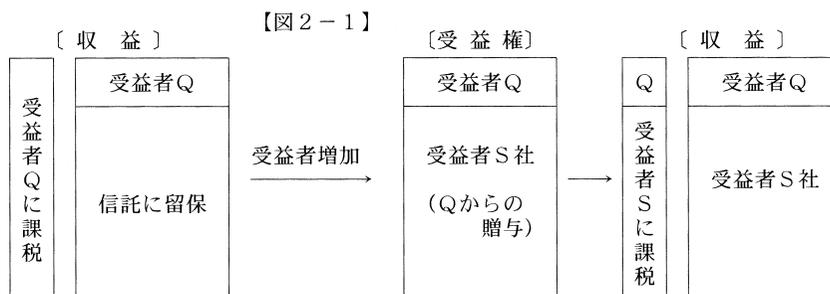
3. 残された問題～今後の改正に望まれる方向

(1) 収益留保型信託税制の必要性

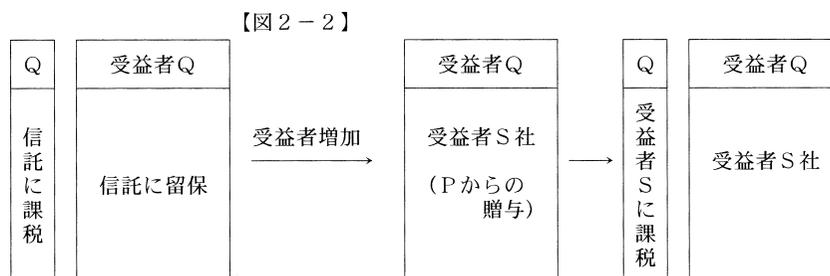
【事例1】

Pは、遺言により、個人Qを受益者とする信託を設定した。信託財産は収益用資産で、この信託はQの死亡により終了する。信託期間中、信託収益の20%のみがQのものとされ、80%は信託に留保される。信託期間中に個人Rが信託契約に定められた要件を満たす会社S社を設立した場合、S社もこの信託の受益者となる。S社は、信託設定後S社の設立までの信託期間中に留保された信託収益を受け取るとともに、残りの信託期間中は信託収益の80%を受け取る。信託終了後、信託財産はS社に引き渡される（S社が存在しない場合は国に寄附される）。

- ・収益留保型信託の可能性・有用性（裁量信託などを含む）
- ・S社設立までの期間中の信託収益への課税方法ー現行課税実務
- ・S社設立時の課税関係ーS社は誰から受益権を得るのか
受益者増加の場合の規定の文言／贈与者の課税（徴収）関係



※ 信託（受託者）を結節点とする課税方式の可能性



(2) 新たな「委託者課税信託」の必要性

【事例2】

会社役員のアは所有する株式を信託財産とし、子供のBを受益者、T信託銀行を受託者とする信託を設定した。信託期間中、信託財産である株式に支払われる配当のうち、100万円までの部分は受益者Bのものとなされ、残額があれば信託財産に留保される。この信託はAの退職時に終了し、信託終了時に信託財産である株式と留保された現金は、Aに引き渡される。

- ・Aが高所得者、Bが低所得者の場合の、この信託のメリット
- ・「みなし受益者」制度による対応の問題点
- ・信託の存在を「否認」する制度の必要性

【参考事例】

X（個人）がYを受益者、自己が所有する収益用不動産（減価償却資産を含む）を信託財産とし、信託期間を5年間とする信託を設定して、Yから「適正な対価」を得た。なお、信託終了後、信託財産は、Xに引き渡される。

おわりに

【参考条文】

◎所得税法

第十三条 信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用については、この限りでない。

第六十七条の三 居住者が法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二ロ（定義）に掲げる信託に限る。）の第十三条第一項（……）に規定する受益者（……）となつたことにより当該法人課税信託が同号ロに掲げる信託に該当しないこととなつた場合（同号イ又はハに掲げる信託に該当する場合を除く。）には、その受託法人（……）からその信託財産に属する資産及び負債をその該当しないこととなつた時の直前の帳簿価額を基礎として政令で定める金額により引継ぎを受けたものとして、当該居住者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

2 前項の居住者が同項の規定により資産及び負債の引継ぎを受けたものとされた場合におけるその引継ぎにより生じた収益の額は、当該居住者のその引継ぎを受けた日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

3（略）

4 信託に新たに受益者等が存するに至つた場合（……）において、当該信託の新たな受益者等となる者（法人に限る。以下この項において同じ。）が適正な対価を負担せずに受益者等となる者であり、かつ、当該信託の受益者等であつた者が居住者であるときは、当該新たに受益者等が存するに至つた時において、当該信託の受益者等であつた者から当該新たな受益者等となる者に対して贈与（……）により当該信託に関する権利に係る資産の移転が行われたものとして、当該信託の受益者等であつた者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

◎所得税法施行令

第五十二条

4 法第十三条第一項に規定する受益者（……）が二以上ある場合における同条第一項の規定の適用については、同項の信託の信託財産に属する資産及び負債の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するものとし、当該信託財産に帰せられる収益及び費用の全部がそれぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて帰せられるものとする。

◎相続税法

第九条の二

2 受益者等の存する信託について、適正な対価を負担せずに新たに当該信託の受益者等が存するに至つた場合（……）には、当該受益者等が存するに至つた時において、当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を当該信託の受益者等であつた者から贈与（……）により取得したものとみなす。

3 受益者等の存する信託について、当該信託の一部の受益者等が存しなくなつた場合において、適正な対価を負担せずに既に当該信託の受益者等である者が当該信託に関する権利について新たに利益を受けることとなるときは、当該信託の一部の受益者等が存しなくなつた時において、当該利益を受ける者は、当該利益を当該信託の一部の受益者等であつた者から贈与（……）により取得したものとみなす。